

しょう しゃふくし
西尾市の障がい者福祉ガイド



〔オクタコスクラーケン〕 くるみ会ながなわ 村田 虎大 作〕

令和7年10月 西尾市役所



西尾市LINE公式アカウント

子育て・防災・イベントなど
あなたが選んだ情報をお届けします

← 友だち追加はこちらから！！

目次

1. 障害福祉サービスを利用するには

福祉サービスの体系・利用の流れなど	3
福祉サービス事業所一覧	
・サービス利用にあたって計画を作る事業所（計画相談事業所）	5
・児童のサービス	7
・通所して利用するサービス	11
・宿泊を伴うサービス	15
・自宅へ訪問を行うサービス	18

2. お困りの際の相談先は

障害者相談支援事業所	20
地域活動支援センターめだか工房	21
児童発達支援センター（市立白ばら園）	22
身体障害者相談	22
あいち発達障害者支援センター	23
障害者虐待防止センター	24
障害者差別に関する相談	25

3. 就労のための支援は

職業相談など	26
就職支援制度	26
職業訓練	27
視覚障害者向け就業自立支援	27
就労相談先たどり着きチャート	28

4. 福祉用具の購入助成・貸出の制度は

日常生活用具費の給付	30
補装具費の支給	34
福祉車両の貸出事業	35
車いすの貸出	36

5. 日常生活における支援は

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	37
Net119緊急通報システム登録	37
日常生活自立支援事業	38
生活支援員派遣事業	38
図書館の福祉サービス	39

住宅改修費給付事業	39
住宅用火災警報器の取り付け	40
NHK放送受信料の免除	40
家具転倒防止金具等の取り付け	41
携帯電話基本使用料等の割引	41
ホワイトウェイブ21の利用料割引	41
身体障害者福祉センター講座	42
成年後見制度利用支援	43
成年後見センター	43
身体障害者訪問入浴サービス	44
避難行動要支援者名簿	44
緊急通報システムに係る機器の貸与	45
にこやか収集	45
粗大ごみの戸別有料収集制度（減免）	46
し尿くみ取り手数料（減免）	46
電話リレーサービス	47
声の広報・点字広報の郵送	47
訪問理美容サービス利用料の助成	48

6. 交通に関わる支援は

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	49
身体障害者用自動車改造費助成事業	49
駐車禁止等除外指定車標章の交付	50
コミュニティバス	50
福祉タクシーチケットの交付	51
交通機関等の割引	52
有料道路通行料金割引	54

7. 税金の減免・手当・医療費の助成など

各税法上の軽減	56
軽自動車税（種別割）等の減免	56
手当を受けるためには	59
医療費の助成（自立支援医療）	63
医療費の助成（障害者医療・精神障害者医療）	64
障害年金制度	65

8. その他

各種マーク・ヘルプカード	66
福祉避難所について（障害者受入施設）	68

1. 障害福祉サービスを利用するには

福祉サービスの体系・利用の流れなど

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」（自立支援給付の介護給付と訓練等給付）と、市の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」に大別されます。

福祉サービスの体系

①障害福祉サービス

●介護給付

【通所して利用】

- ・生活介護（デイサービス）

【宿泊を伴う利用】

- ・施設入所支援
- ・短期入所（ショートステイ）

【自宅訪問して利用】

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護

【その他】

- ・重度障害者等包括支援
- ・療養介護

●訓練等給付

【通所して利用】

- ・自立訓練
（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）

【宿泊を伴う利用】

- ・グループホーム
（共同生活援助）

【その他】

- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

②地域生活支援事業

【通所して利用】

- ・日中一時支援
- ・地域活動支援センター

【自宅訪問して利用】

- ・移動支援
- ・訪問入浴サービス

【その他】

- ・相談支援
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣
- ・日常生活用具費給付
- ・自動車改造費助成
- ・運転免許取得費助成
- ・住宅改修費給付
- ・住宅用火災警報器設置
- ・成年後見制度利用支援

など

③障害児通所支援

【通所して利用】

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

【自宅訪問して利用】

- ・居宅訪問型児童発達支援

【その他】

- ・保育所等訪問支援

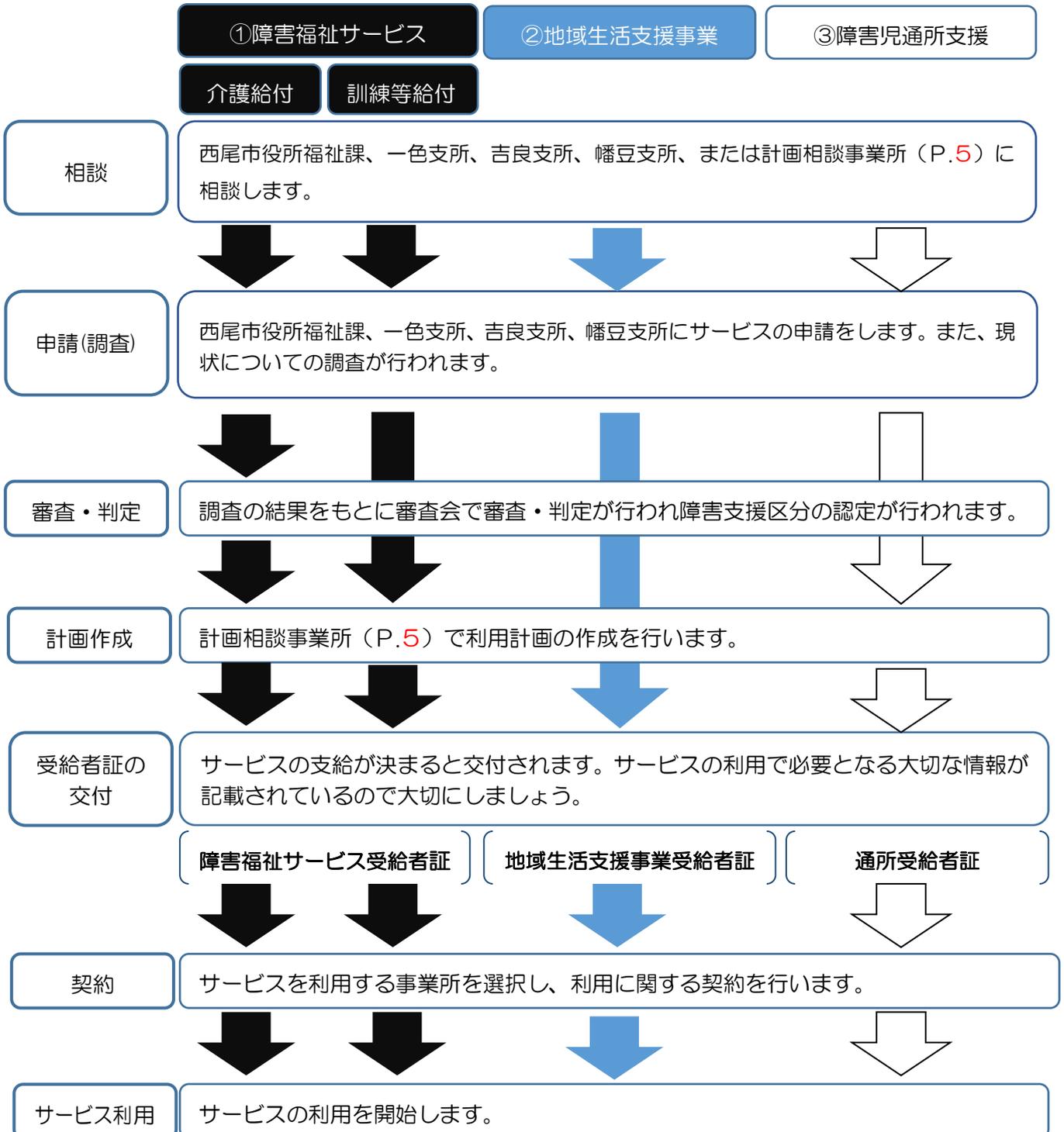
※障害福祉サービスの介護給付の利用には障害支援区分の認定が必要です。

障害支援区分は障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援度合を総合的に示すものです。市が調査を行い、非該当、区分1～6で認定を行います。

※介護保険の対象となる方は介護保険でのサービスを優先していただくことになります。

申請からサービス利用までの流れ

サービスを利用しようとする方は、市のサービスの支給決定が必要になりますので、次の図の流れに沿って手続きしてください。



問 合 先

福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2115

FAX 56-0112

福祉サービス事業所一覧

サービス利用にあたって計画を作る事業所（計画相談事業所）

障害福祉サービス利用のための「サービス等利用計画」や障害児通所支援利用のための「障害児支援利用計画」の作成、サービス支給決定後の連絡調整を行います。

対象者 障害福祉サービス等の申請、変更申請に係る方もしくは障害のある児童の保護者

名称 開所日時	所在地 電話	主たる対象者				
		身体	知的	精神	障害児	難病等
西尾市社会福祉協議会相談支援事業所 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	花ノ木町2丁目1番地 56-5900	○			○	○
相談支援センターあると 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分	菱池町平池71番地1 57-7644		○		○	
地域活動支援センターめだか工房 月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 水曜日は午前9時～正午まで	矢曽根町赤地62番地1 54-6775			○		
相談支援事業所ピカリコ 月曜日～金曜日（年末年始を除く） 午前9時～午後5時	平口町大溝75番地 53-1220	○				
障害児相談支援事業所しろばら 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時	室町中屋敷95番地 52-1850				○	
相談支援事業所ココトモwith 火曜日～土曜日（お盆・年末年始を除く） 午前9時～午後6時	住崎町出崎17番地1 2F 080-7081-9173				○	
相談支援事業所ぴあ 月曜日～金曜日（年末年始を除く） 午前9時～午後5時	国森町郷蔵南52番地 65-2622	○	○	○	○	○

※ 主たる対象者は専門がありますので、各事業所にお問い合わせください。



相談支援Q & A

Q.サービス等利用計画・障害児支援利用計画ってなに？

- ⇒サービス等利用計画は障害福祉サービスの利用をする際に必要です。
- ⇒障害児支援利用計画は障害児通所支援のサービスを利用する際に必要です。

A.計画は障害のある方の自立した生活を支え、問題の解決や適切なサービスに向けてケアマネジメントにより支援をしていくものです。このため、西尾市ではサービス等利用計画は福祉課に提出することが必要です。

Q.どんな時に必要になるの？

A.サービスを利用する際に必要になります。新規にサービスを利用するだけでなく、サービス支給の更新時（在学中は毎年）や卒業後、サービス提供事業所と契約をする際にも必要となります。

Q.どうやって作ればいいのか？

A.4ページの図を参考に利用したいサービスに合わせ、手続きを行ってください。計画は計画相談事業所（P.5）で作成を行います。

Q.費用はどのくらいかかるの？

A.計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。

Q.どれくらい前から動き出せばいいのか？

A.利用したい方の状況や各事業所の状況にもよりますが、障害福祉サービス（介護給付）を利用したい場合は3か月程度、その他のサービスを利用したい場合は1か月程度は期間を要します。サービスを利用してみたいと思われたら、早めに動き出すことをお勧めします。

Q.計画相談事業所はどこを選べばいいのか？

A.計画相談事業所には特に担当地域というものはありません。利用者本人が自分で選ぶことができます。前ページの表を参考に検討をしてください。

児童のサービス

■児童発達支援

就学前の地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

対象者

身体・知的・精神に障害、または発達障害のある児童で児童相談所、医師などにより療育の必要性が認められ、通所受給者証が発行された就学前の児童

名称	所在地	電話	主たる対象児		
			身体	知的	精神
ほっと	菱池町平池 71 番地 1	65-6630		○	○
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷 172 番地 2	52-5450	○	○	○
ファーストステップ楠村	楠村町狐島 21 番地 2	65-6350	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
ココトモビレッジ楓校	川口町平池 15 番地 1 2F	57-7105		○	○
ココトモスタディ桜町前校	緑町 4 丁目 30 番地 2	65-8182		○	○
ココトモ西尾はず校	西幡豆町中央台 18 番地 ポートタウンミュ-2 階	65-8380		○	○
hug+U (はぐゆう)	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 51 番地 1	77-6069	○	○	○
児童発達支援センター 西尾市立白ばら園	室町中屋敷 95 番地	52-1653	○	○	○
ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原 42 番地 1	65-8587		○	○
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町 3 丁目 20	65-0290		○	○
ワンライフ NISHIO	熊味町中泡原 47 番地 3 ロウタスプラザ 2 階	75-5111	○	○	○
ワンライフ TERAKOYA	丁田町流 48 番地 3	75-5825	○	○	○
そよかぜ	上町下屋敷 17 番地 10	56-8335	○	○	○
Yくまーず未来 西尾	緑町 3 丁目 2 番地	79-5302		○	
Bellthy伊藤	伊藤町村 4 番地 4	65-3388	○	○	○
Bellthy永吉	永吉一丁目 38 番地 2	65-6511	○	○	○
こども発達支援むぎいろn i s h i o	田貫三丁目 57 番地 2	77-7690	○	○	○

すぷらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1	65-6880	○	○	○
がーでん	丁田町落 24 番地 1 ハタス 西尾店舗事業所 204 号室	65-3155	○	○	○
Spoonman kids	ハツ面町半ノ木下 43 番地 1	65-2071	○	○	○
エトス	今川町元川原 76 番地 2	65-6577		○	○

■ 保育所等訪問支援

訪問支援員が保育園、幼稚園、小学校などに訪問し、障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、保護者や保育園等の職員と協力し連携を図りながら、心身の状況や施設の環境等に応じた支援を行う療育サービスです。

対 象 者

通所受給者証をお持ちの方で、保育園、幼稚園、小学校などに在籍している児童

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象児		
			身 体	知 的	精 神
児童発達支援センター 西尾市立白ばら園	室町中屋敷 95 番地	52-1653	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高島町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
ココトモステップ西尾徳次校	徳次町小藪 45 番地 2-1	65-8130		○	○
ココトモビレッジ桜校	川口町平池 15 番地 1 1F	56-8600		○	○
ココトモ西尾寄住校	寄住町若宮 23 番地	65-0885		○	○
ココトモスタディ桜町前校	緑町 4 丁目 30 番地 2	65-8182		○	○
hug+U (はぐゆう)	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 51 番地 1	77-6069	○	○	○
Yくまーず未来 西尾	緑町 3 丁目 2 番地	79-5302		○	
こども発達支援むぎいろn i s h i o	田貴三丁目 57 番地 2	77-7690	○	○	○
すぷらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1	65-6880	○	○	○

■放課後等デイサービス

就学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

対象者

通所受給者証をお持ちの方で、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童

名称	所在地	電話	主たる対象児		
			身体	知的	精神
ほっと	菱池町平池 71 番地 1	65-6633		○	○
ファーストステップ駒場	駒場町屋敷 172 番地 2	52-5450	○	○	○
ファーストステップ楠村	楠村町狐島 21 番地 2	65-6350	○	○	○
たいよう	会生町 61 番地 1	54-1600		○	○
デイジー	一色町味浜堤東 29 番地 2	75-1153		○	○
レイジング・C	一色町開正北江 18 番地	72-2494	○	○	○
hug+U (はぐゆう)	徳次町新田 135 番地 1	56-6636	○	○	○
hug+Uすまいる	山下町東八幡山 51 番地 1	77-6069	○	○	○
ココトモスタディ西尾駅前校	高畠町 4 丁目 28 番地 1	57-2471		○	○
ココトモ西尾寄住校	寄住町若宮 23 番地	65-0885		○	○
ココトモビレッジ桜校	川口町平池 15 番地 1 1F	56-8600		○	○
ココトモ西尾住崎校	住崎町出崎 17 番地 1	65-6151		○	○
ココトモステップ西尾徳次校	徳次町小藪 45 番地 2-1	65-8130		○	○
ココトモビレッジ楓校	川口町平池 15 番地 1 2F	57-7105		○	○
ココトモ西尾mirai校	徳次町上十五夜 5 番地 1 2F	65-5030		○	○
ココトモスタディ桜町前校	緑町 4 丁目 30 番地 2	65-8182		○	○
ココトモ西尾はず校	西幡豆町中央台 18 番地 ポートタウンミュ-2 階	65-8380		○	○
わらび	鎌谷町榎島 133 番地	57-2003	○	○	○
ワンライフ NISHIO	熊味町中泡原 47 番地 3 ロウタスプラザ 2 階	75-5111	○	○	○
ワンライフ TERAKOYA	丁田町流 48 番地 3	75-5825	○	○	○
Bellthy 永吉	永吉一丁目 38 番地 2	65-6511	○	○	○
Bellthy 西尾	永吉一丁目 11 番地	57-3272	○	○	○

ゴットオフライフ西尾本校	山下町泡原 42 番地 1	65-8587		○	○
ゴットオフライフ西尾桜木校	桜木町 3 丁目 20	65-0290		○	○
Yくまーず未来 西尾	緑町 3 丁目 2 番地	79-5302		○	
すばらうとこども発達サポート	矢曾根町蓮雲寺 29 番地 1	65-6880	○	○	○
がーでん	丁田町落 24 番地 1 ハタス 西尾店舗事業所 204 号室	65-3155	○	○	○
Spoonman kids	ハツ面町半ノ木下 43 番地 1	65-2071	○	○	○
こども発達支援むぎいろn i sh i o	田貫三丁目 57 番地 2	77-7690	○	○	○
エトス	今川町元川原 76 番地 2	65-6577		○	○

その他のサービス ※詳しい内容に関しては各ページをご覧ください。

■日中一時支援 (P.13)

■短期入所 (P.17)

■居宅介護 (P.18)

■移動支援 (P.19)

通所して利用するサービス

■就労移行支援

原則 2 年の期限付きで施設へ通い、仕事をするためのスキルアップの支援を行います。また、施設へ通う中で、社会的なマナーや常識など仕事をする上で必要な能力を身につける支援を行います。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、企業などへの就労を希望する方

※65歳以上の方については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けていた方に限ります。

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
Link (リンク)	丁田町落 33 番地 7	65-3790		○	○
パレット西尾	住崎町北畑 29 番地 1 M1CRUISE 住崎 2B	55-3315	○	○	○
就活センターえん	矢曽根町赤地 62 番地 1	54-5237	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

■就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方

※65歳以上の方については、65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳に達する前日に就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた方に限ります。

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
MIRAI Z (ミライズ)	川口町宮前 28 番地	68-3471	○	○	○
こあこいろ	上町菖蒲池 2-1	65-5830	○	○	○
SANPO (サンポー)	伊藤一丁目 3 番地 9	080-7031-7345	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

■就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で

- ① 企業等での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等での雇用に結びつかなかった人
- ③ ①②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業、就労継続支援A型の利用が困難と判断された人

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ながなわ	長縄町西落 42・43 番地	79-5963		○	
ながなわ分場	吉良町友国前深 33 番地	35-4878		○	
Link	丁田町落 33 番地 7	65-3790		○	
きら	吉良町友国和田 11 番地 3	35-3113 35-2620 (なごみ)		○	
就活センターえん	矢曾根町赤地 62 番地 1	54-5237			○
友国作業所	吉良町友国新田 4 番地 2	35-1891		○	
友国作業所鳥羽分場	鳥羽町古新田 16 番地 37	62-4162		○	
ゆい	丁田町五助 25 番地 3 パールビル 1F C号	65-3363	○	○	○
FAワークス	米津町宮浦 11 番地 6	77-0253		○	○
MA サポート	菅原町 204 番地	77-4421	○	○	○
さんわーく	志籠谷町山畔 26 番地 9 ハッピーコート 1 階北側	57-7888	○	○	○
いろは	永吉四丁目 7	65-5455	○	○	○
Café いろは	花ノ木町 2 丁目 1 番地	57-1589	○	○	○
ピース	熊味町南十五夜 72 番地 1 二チユ-3 棟 1 階	79-5753	○	○	○
SANPO (サンポー)	伊藤一丁目 3 番地 9	080-7031-7345	○	○	○
ウーリー西尾	戸ヶ崎 4 丁目 10 番地 3	54-0255	⊖	○	○
Spoonman (スプーンマン)	ハツ面町半ノ木下 43 番地 1	65-5811	○	○	○
アスミオン	下町神明下 9 2 番地	77-3365	○	○	○
MIRAI Z (ミライズ)	川口町宮前 28 番地	68-3471	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

■就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人に、就労の定着を図るため、就労後の各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行います。

対 象 者 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、就労移行支援等の利用後に一般就労しており、就労期間が6月を経過している方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
パレット西尾	住崎町北畑 29 番地 1 M1CRUISE 住崎 2B	55-3315	○	○	○

■日中一時支援

日中において支援する者がいないなど、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)の日中における活動の場を確保し、日常的に支援をしている家族等の一時的な休息を図ることを目的としています。

対 象 者 地域生活支援事業受給者証をお持ちの方で、日中において支援する者がいないため、一時的に見守り支援を必要とする方（未就学児を除く）

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害 児
ピカリコ	平口町大溝75番地	53-1212	○			○
里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○		○
障害児者支援センターほっと	菱池町平池 71 番地 1	65-6633				○
あげはちょう西尾	新村町土井野 453 番地	52-3021	○	○		○
エディサービス	一色町一色伊那跨 8 番地	72-1385	○	○		○
らいむはうす	緑町 4 丁目 30 番地 2 フカヤビル 1F	65-3548	○	○		○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

■生活介護（デイサービス）

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちで障害支援区分 3 以上、または 50 歳以上で障害支援区分 2 以上の支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ピカリコ	平口町大溝 75 番地	53-1212	○		
ぴかっと	平口町奥川 84 番地 2	54-8887	○		
にしお	家武町深篠 96 番地	52-2565		○	
にしおⅡ	家武町深篠 105 番地	52-2565		○	
きんじょう	錦城町 254 番地 2	65-0707		○	
いっしき	一色町池田埋田 1 7 番地	72-1201		○	
ののみや	野々宮町下宮東 11 番地 6	65-6681		○	
ののみやⅡ	野々宮町下宮東 11 番地 4	65-6682		○	
障害者支援施設里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○	
友国作業所	吉良町友国新田 4 番地 2	35-1891		○	
生活介護事業所おひさま	吉良町荻原埋畑 93 番地	35-3900	○	○	
生活介護事業所 エディサービス	一色町前野東浦 67 番地	77-8667		○	
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 デイサービスセンター	花ノ木町 2 丁目 1 番地	56-5903	○		
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 寺津デイサービスセンター	寺津町天王山 27 番地	58-1030	○		
生活介護事業所 イノベル西尾	道光寺一丁目 2 番地 12	65-0228	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

宿泊を伴うサービス

■グループホーム（共同生活援助）

障害者の方に主に夜間において共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

対 象 者 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、日常生活について支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
ホーム熊味	熊味町大道北 18 番地	65-0506 (代) 090-2419-4708		○	
ホームサン永吉	永吉四丁目 19 番地	65-0506 (代) 090-7044-5703		○	
ホーム永吉	永吉町 641 番地 6	65-0506 (代) 090-7804-6281		○	
ホーム野々宮南	野々宮町下宮東 11 番地 5	65-0506 (代) 090-5824-2394		○	
ホーム野々宮西	野々宮町下宮東 11 番地 7	65-0506 (代) 080-8764-6089		○	
ホーム味浜東	一色町味浜堤西 26 番地 1	65-0506 (代) 090-7804-6541		○	
ホーム乙川	吉良町乙川北辰新 23 番地 24	65-0506 (代) 090-3387-6537		○	
ホーム乙川東	吉良町乙川北辰新 23 番地 1	65-0506 (代) 090-5120-9239		○	
ホーム友国	吉良町友国前深 33 番地 1	65-0506 (代) 090-5364-7543		○	
ホーム友国南	吉良町友国前深 33 番地 2	65-0506 (代) 080-1984-5204		○	
ホーム家武	家武町深篠 103 番地	65-0506 (代) 090-5824-2500		○	
ホーム荒子	一色町一色東荒子 100 番地	65-0506 (代) 090-3252-3568		○	
ホーム城崎	城崎町 7 丁目 20 番地 2	65-0506 (代) 080-2958-7046		○	
富好の家	吉良町富好新田井戸後 20 番地 1	32-0332		○	
寺嶋の家	吉良町寺嶋御手洗 3 1 番地 3	35-0505		○	
せせらぎ錦城	錦城町 254 番地 18	77-5742	○	○	○
せせらぎ花ノ木	花ノ木町 4 丁目 36	56-1081	○	○	○
グループホーム平坂	楠村町北巴 17 番地 1	65-2780	○	○	○
グループホームじらいや	鶴ヶ池町天神前 54 番地	77-5594	○	○	○

グループホームあさひ	米津町北浦 32 番 2	75-3457	○	○	○
グループホームぴかっ家	横手町古泓 72 番地	77-6770	○		
グループホームぴかっ家Ⅱ	平口町奥川 88 番地 1	77-2828	○		
グループホームケアサポート西尾	桜町 1 丁目 20 番地	54-5282	○	○	○
グループホームイノベル西尾桜町★	桜町 5 丁目 9	65-9550	○	○	○
ゆいりすホーム西尾伊文	伊文町 27 番地 1	77-7001		○	○
すずのや一色	一色町一色南屋敷 124 番地	77-2902	○	○	○
キューブハウス西尾戸ヶ崎	戸ヶ崎三丁目 13 番地 10 2階	65-4088		○	○
グループホーム SANPO	上矢田町清水 51 番地 6	080-7031-7345	△	○	○
グループホーム SANPO 上矢田 B	上矢田町清水 51 番地 4	080-7031-7345	△	○	○
グループホーム SANPO 中畑	中畑町前山 90 番地 8	080-7031-7345	△	○	○
日中支援型障がい者グループホーム綴〜つづり〜西尾今川★	今川町元川原 62 番 3	65-8327	○	○	○
ハピネスホーム斉藤久	吉良町吉田斉藤久 46 番地 11	55-9190		○	○
ハピネスホーム桑ノ木	吉良町吉田桑ノ木 20 番地 1	55-9190		○	○

★日中サービス支援型

△要相談

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

※電話番号に（代）の表記があるホームは、（代）の代表電話にお問い合わせください。

■施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が 4 以上（50 歳以上の場合は区分 3 以上）の方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者		
			身 体	知 的	精 神
障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝 75 番地	53-1212	○		
障害者支援施設里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○	

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に施設での宿泊と入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

対 象 者

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、障害支援区分が1以上の方

名 称	所 在 地	電 話	主たる対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害 見
愛厚ホーム西尾苑	八ツ面町蔵屋敷 120 番地	56-7350	○	○		
障害者支援施設里山の家	家武町深篠 115 番地 1	52-2600		○		○
障害者支援施設ピカリコ	平口町大溝 75 番地	53-1212	○			○
みんなの家イノベル西尾	道光寺一丁目 2 番地 12	57-2350	○	○	○	○
グループホームイノベル西尾桜町	桜町5丁目9	65-9550	○	○	○	○
ともくにホーム	吉良町寺嶋御手洗 31 番地 3	35-0505		○		
綴〜つづり〜西尾今川	今川町元川原 62 番 3	65-8327	○	○	○	△

△要相談

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

自宅へ訪問を行うサービス

■居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

対 象 者 障害福祉サービス受給者証をお持ちで障害支援区分が 1 以上の支援が必要な方

名 称	所 在 地	電 話	対象者					同 行 援 護
			身 体	知 的	精 神	障 害 児	難 病 等	
特定非営利活動法人 大樹の会 訪問介護事業所	矢曽根町下前田3番地1	53-9597	○	○	○	○		○
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	花ノ木町2丁目1番地	56-1151	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション いこいの里	丁田町左左51番地1	57-1242	○	○		○	△	
ヘルパーステーションいずみ	和泉町22番地	57-8085	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーションすまいる	永吉三丁目110番地	54-2588	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーションれもん	住崎四丁目32番地	53-8557	○	○	○	○		
ヘルパーステーション西尾	寄住町洲田21番地2	57-1616	○	○	○	○		
高須ヘルパーステーション	一色町赤羽上郷中113番地1	72-0531	○	○	○	○	○	○
西尾市社協 居宅介護事業所きら	吉良町吉田大切間17番地3	32-3543	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション Kakehashi	羽塚町北側45番地1	65-0507	○	△	△	○		
ハピリスヘルパーステーション	吉良町富好新田下川並7番地	32-2808	○	○	○	○	△	
樹ヘルパーリンク	丁田町前通15番地1	65-3360	○	○	○	○	○	

△要相談

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

※同行援護は、視力障害により移動に著しい困難のある方を対象に、外出時の支援をするものです。

■移動支援

一人での移動が困難な障害者（児）に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的としています。

対 象 者

地域生活支援事業受給者証をお持ちの方で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援が必要な方（未就学児を除く）

対象となる支援

- ① 買い物支援（本人同行に限る）：コンビニ・スーパーなど
 - ② 地域主催の催し物への参加：町内会行事や子ども会への参加など
 - ③ 交友関係を深めるもの：病院へのお見舞い、同窓会など
 - ④ 自己啓発や教養を高めるもの：各種講演会、講座等
 - ⑤ 体力増強や健康維持・増進を図るもの：ジム・ヨガ・銭湯等
 - ⑥ 生活の内容・質の充実を高めるもの：映画鑑賞・コンサート等
- ※ 定期的または長期にわたる場合は除く

名 称	所 在 地	電 話	対象者			
			身 体	知 的	精 神	障 害 児
大樹の会 訪問介護事業所	矢曽根町下前田 3 番地 1	53-9597	○	○	○	○
社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	花ノ木町 2 丁目 1 番地	56-1151	○	○	○	○
ヘルパーステーションいずみ	和泉町 22 番地	57-8085	○	○	○	○
ヘルパーステーションすまいる	永吉三丁目 110 番地	54-2588	○	○	○	○
ヘルパーステーション西尾	寄住町洲田 21 番地 2	57-1616	○	○	○	○
高須ヘルパーステーション	一色町赤羽上郷中 113 番地 1	72-0531	○	○	○	○
西尾市社協居宅介護事業所きら	吉良町吉田大切間 17 番地 3	32-3543	○	○	○	○
ヘルパーステーションいこいの里	丁田町杵左 51 番地 1	57-3202	○	○	○	○
樹ヘルパーリンク	丁田町前通 15 番地 1	65-3360	○	○	○	○

※重複障害等、対象に迷う場合は各事業所にお問い合わせください。

2. お困りの際の相談先は

障害者相談支援事業所

相談支援専門員が障害者（児）の生活全般についての相談に応じ、福祉サービスの利用方法や行政機関、施設の紹介等のサポートを行う事業です。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携を図りながら障害者（児）本人や家族だけでは解決されない問題等について、生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサポートを行います。就労に関するご相談もお受けいたします。

ご希望により、訪問による相談もお受けしますのでお気軽にご連絡ください。

相談方法 電話、来所、訪問

西尾市社会福祉協議会 相談支援事業所

主たる対象者：身体

所在地 西尾市花ノ木町2丁目1番地 電話 56-5900 FAX 56-1215
(西尾市総合福祉センター内)

受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分

相談支援センターあると

主たる対象者：知的

所在地 西尾市菱池町平池71番地1 電話 57-7644 FAX 65-6780

受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時30分

地域活動支援センターめだか工房

主たる対象者：精神

所在地 西尾市矢曾根町赤地62番地1 電話 54-6775 FAX 54-7320

受付時間

月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時から午後5時
※水曜日は午前9時から正午まで

相談支援事業所ぴあ

主たる対象者：障害児

所在地 西尾市国森町郷蔵南52番地 電話 65-2622 FAX 65-2623

受付時間

月曜日から金曜日（年末年始を除く）午前9時から午後5時

地域活動支援センターめだか工房

地域活動支援センターでは、障害のある方や精神科に通院されている方が気軽に集まって過ごすことができ、創作活動やスポーツなど各種プログラムが開催されています。

また、専門の相談員（精神保健福祉士等）が、生活、病気、仕事、福祉サービスなどについての相談に無料で応じます。

対象者

主に精神に障害のある方

開所場所

- ①地域活動支援センターめだか工房
（西尾市矢曾根町赤地 62 番地 1）
- ②地域活動支援センターめだか工房 みなみ
（西尾市一色町一色東上二割 16-1）

開所日時

月・火・木・金曜日 午前9時から午後5時
土曜日 午前9時から午後5時
（①めだか工房（矢曾根町）のみ）
※祝日・年末年始を除く

活動内容

- ・障害者本人や家族が生活を送る上での困りごとの相談
- ・フリースペースの提供
- ・調理実習や創作活動等の各種プログラムの実施
- ・レクリエーションや地域交流活動の開催

利用料

無料（各種プログラムの実費負担があります。）

問合せ先

地域活動支援センターめだか工房 電話 54-6775
（西尾市矢曾根町赤地 62 番地 1） FAX 54-7320
地域活動支援センターめだか工房みなみ
（西尾市一色町一色東上二割16番地1）
電話 77-0244

児童発達支援センター（市立白ばら園）

児童発達支援センターは、地域における児童の発達を支援する中心的施設です。主に、心身の発達に心配や遅れのある児童に対し、その発達を支援する事業（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）を実施しています。

対象者 身体・知的・精神（発達障害を含む）に障害や発達に心配のある児童とその家族。

開所日時 月曜日～金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時

児童発達支援事業 詳しくは、P. 7を参照。通所受給者証が必要になります。
◎問合先 児童発達支援センター白ばら園
電話 52-1653 FAX52-1655

保育所等訪問支援事業 詳しくは、P. 8を参照。通所受給者証が必要になります。
◎問合先 児童発達支援センター白ばら園（保育所等訪問支援担当）
電話 52-1653 FAX52-1655

障害児相談支援事業 障害や発達に心配のあるお子さんを育てる保護者の方が利用できる福祉サービスの紹介及び子育てや生活についての心配なこと等の相談に応じます。
◎問合先 障害児相談支援事業所しろばら（西尾市立白ばら園内）
電話 52-1850 FAX 52-1857

身体障害者相談

身体障害者相談員（市委託相談員）が各種の相談に応じます。

対象者 身体障害者とその家族

日時 身体障害者：毎月第1・第4月曜日 午前9時から正午

場所 西尾市総合福祉センター4階 相談室

問合先 福祉課 障がい福祉担当(本庁) 電話 65-2113
西尾市総合福祉センター 電話 56-5900

あいち発達障害者支援センター

発達障害のある方(あることが心配される方)及びその家族からの相談に応じます。

対 象 者 発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害[LD]、注意欠陥・多動性障害[ADHD]等)のある方(あることが心配される方)及びその家族等

日時及び連絡先

- ◎電話相談 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
電話 0568-88-0849 (電話相談専用)
午前10時から午後4時(正午から午後1時までを除く)
(1回30分程度)
- ◎来所相談 月曜日・木曜日(祝日・年末年始を除く。予約制)
(1回1時間程度)
※予約は下記の間合先までお電話ください。
- ◎メール相談 E-mail asca@pref.aichi.lg.jp
※件名は「メール相談」としてください。
※返信内容を検討するため、返信に2週間程度かかる場合があります。
- ◎FAX相談 FAX 0568-88-0964
※件名は「ファックス相談」としてください。
※返信内容を検討するため、返信に2週間程度かかる場合があります。

問 合 先 あいち発達障害者支援センター
(県医療療育総合センター内)
電話 0568-88-0811(内線8109)

障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方には、市町村の担当窓口への通報が義務付けられています。

障害者が家族や施設の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた方は、ひとりで抱え込まず、速やかに当センターに通報してください。

電話 65-2117

FAX 56-0112

※生命の危険など緊急性が高い場合は、警察（110番）または救急（119番）へ連絡をお願いします。

※休日・夜間に電話した場合、当直者が福祉課担当者に連絡し、福祉課担当者が通報者へ折り返し連絡します。

虐待の種類

- **身体的虐待**

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由がなく障害者の身体を拘束すること。

- **性的虐待**

障害者にわいせつなことをすること。又はわいせつな行為をさせること。

- **心理的虐待**

障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

- **放棄・放任**

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介護をしない、又は必要な福祉サービスや医療、教育などを受けさせないなど、障害者の心身の状態を悪化させること。

- **経済的虐待**

本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。又は障害者に理由なく金銭を与えないこと。



障害者差別に関する相談

「車いすでの入店を断られた」「補助犬を連れて入店できなかった」「受付窓口で名前を呼ばれても気づかない。筆談で対応してほしい」「自分を無視して介助者のみに話しかけられ、嫌な気持ちになった」…こんなことはありませんか？

障害者差別では？と感じることがあったらご相談ください。相談内容によっては、その内容を事業者に伝え、よりよい対応をお願いすることもできます。

相談窓口

福祉課 障がい福祉担当（市役所本庁舎1階）

電話 65-2115 FAX 56-0112

mail shogai@city.nishio.lg.jp

- ・窓口での相談以外にも、電話、FAX、メール、手話での相談も可能です。
- ・窓口、電話相談は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- ・手話通訳の配置は開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
- ・事業者の方からの相談（「差別的取扱いにあたるのかわからない」「合理的配慮の提供を求められたが、どうすれば・・・」など）もお受けします。
（※雇用分野での障害者差別については、ハローワーク等にご相談ください。）

障害者差別解消法では、行政機関や事業者による障害を理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、また障害者がサービスを利用したりする際のバリア（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮をしなければならない、とされています。

○障害を理由とした不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間を制限するなど、障害のない人には付けない条件を付けることです。

○合理的配慮の提供とは

障害者からの「バリアを取り除いてほしい」旨の申し出に対し、実施に伴う負担が過重でない場合に、適切に現状を変更または調整することです。合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況により異なりますので、障害者と事業者との相互理解と話し合いによる対応が重要です。

○対象となる事業者は？

会社やお店、個人事業主やボランティア団体なども対象です。

（令和6年4月1日から、すべての事業者に合理的配慮が義務付けられています。）

3. 就労のための支援は

職業相談など

●ハローワーク（公共職業安定所）

障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。

対象者	障害者(発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方を含む。)
問合せ先	ハローワーク西尾（西尾公共職業安定所） 電話 56-3622

●愛知障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や復職を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

対象者	障害者(発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方を含む。)
問合せ先	愛知障害者職業センター 電話 052-218-2380

●西三河南部西障害者就業・生活支援センター くるくる

職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。

対象者	障害者(発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方を含む。)
相談支援時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時
問合せ先	電話 0566-70-8020

就職支援制度

●障害者トライアル雇用

一定期間の試行雇用を通じて、企業との間で相互理解を深め、お互いの不安を解消することで、障害のある方の継続雇用をめざす制度です。

対象者	障害者(発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方を含む。)
問合せ先	ハローワーク西尾 電話 56-3622

●ジョブコーチ支援

就職時の職場環境や作業内容、就職後の職場環境の変化等にスムーズに適応するため、職場にジョブコーチを派遣し、障害のある方や事業主の方を支援します(標準支援期間2～3か月)
例：障害特性を踏まえた指導方法の助言、職務や職場環境の設定等に関する助言等

対象者	障害者(発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方も含む。)
問合せ先	愛知障害者職業センター 電話 052-218-2380

●リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病等で休職中の方が復職を希望し、事業主、主治医も復職が適当と判断されている時に、円滑に職場復帰できるよう支援を行います。本人及び事業主に対して、生活リズムの回復、気分・体調の自己管理、集中力の向上、職場の受け入れ体制の整備について助言等を行います。（標準支援期間10～12週間）

対象者 うつ病等で休職中の方（公務員の方はご利用いただけません）
問合せ先 愛知障害者職業センター 電話 052-218-2380

職業訓練

●愛知障害者職業能力開発校

国が設置し、愛知県が運営する障害のある方を対象とした職業能力開発施設です。豊川市にあり、就職のためにそれぞれの職種で必要な、知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

- 施設内訓練は、6つの訓練科があります。
- 施設外訓練は、企業や民間教育訓練機関等の多様な委託先で実施しています。
- 公共職業安定所へお申し込みください。

対象者 障害者（発達障害・高次脳機能障害・難病等の診断を受けた方も含む。）
問合せ先 ハローワーク西尾 電話 56-3622
愛知障害者職業能力開発校 電話 0533-93-2102

●愛知県立名古屋高等技術専門学校・愛知県立三河高等技術専門学校

愛知県が設置・運営している職業能力開発施設です。知的障害者向けコースとして「総合実務科」（1年課程）を実施しています。

- 公共職業安定所へお申し込みください。

問合せ先 西尾公共職業安定所 電話 56-3622
名古屋高等技術専門学校 電話 052-917-6711
三河高等技術専門学校 電話 0564-51-0775

視覚障害者向け就業自立支援

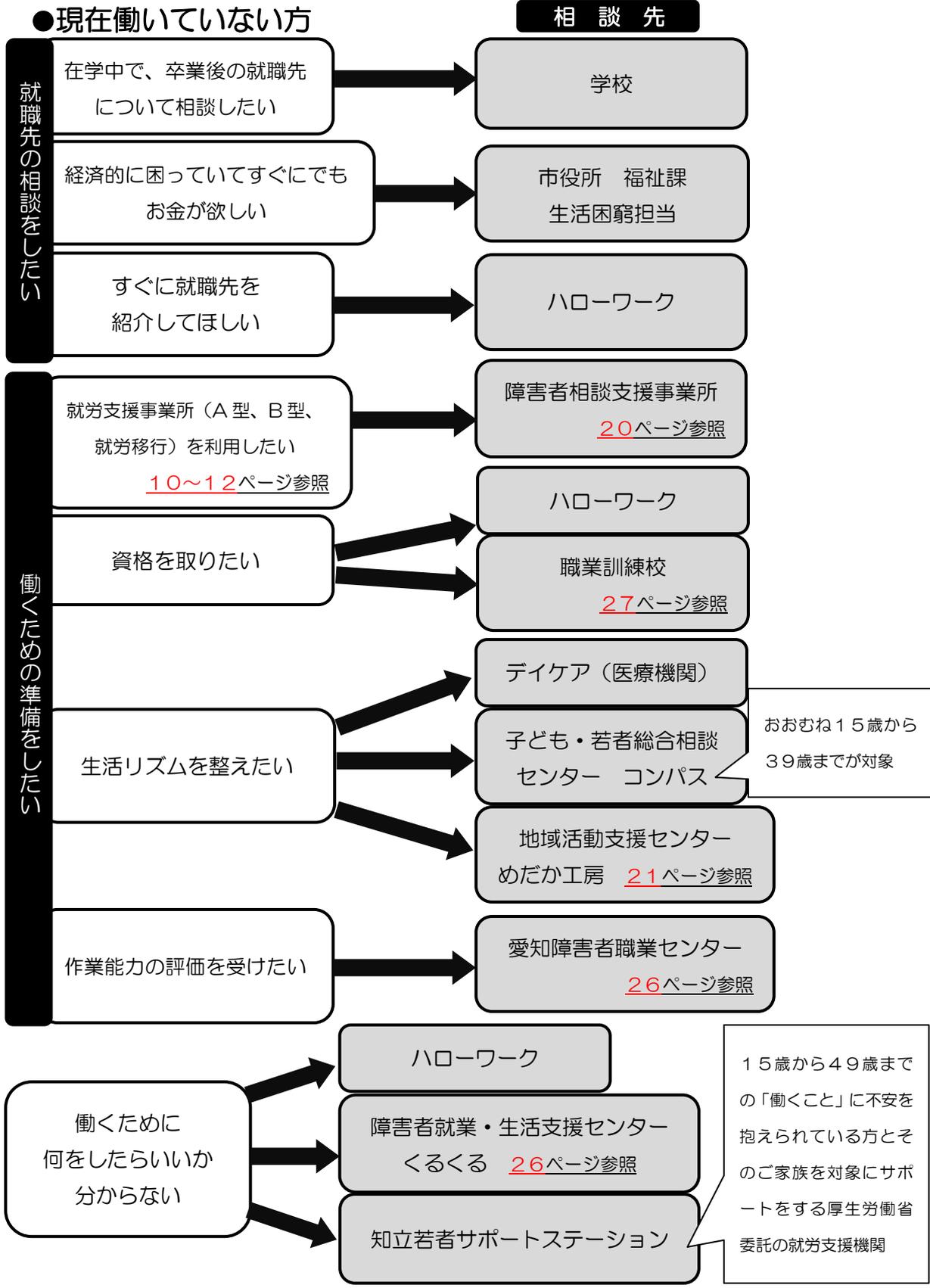
●愛知県立岡崎盲学校

専攻科 理療科 高等学校卒業以上の人を対象とし、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうに関する専門教育を行います。
保健科 理療科 中学校卒業以上の人を対象とし、あん摩・マッサージ・指圧に関する専門教育を行います。

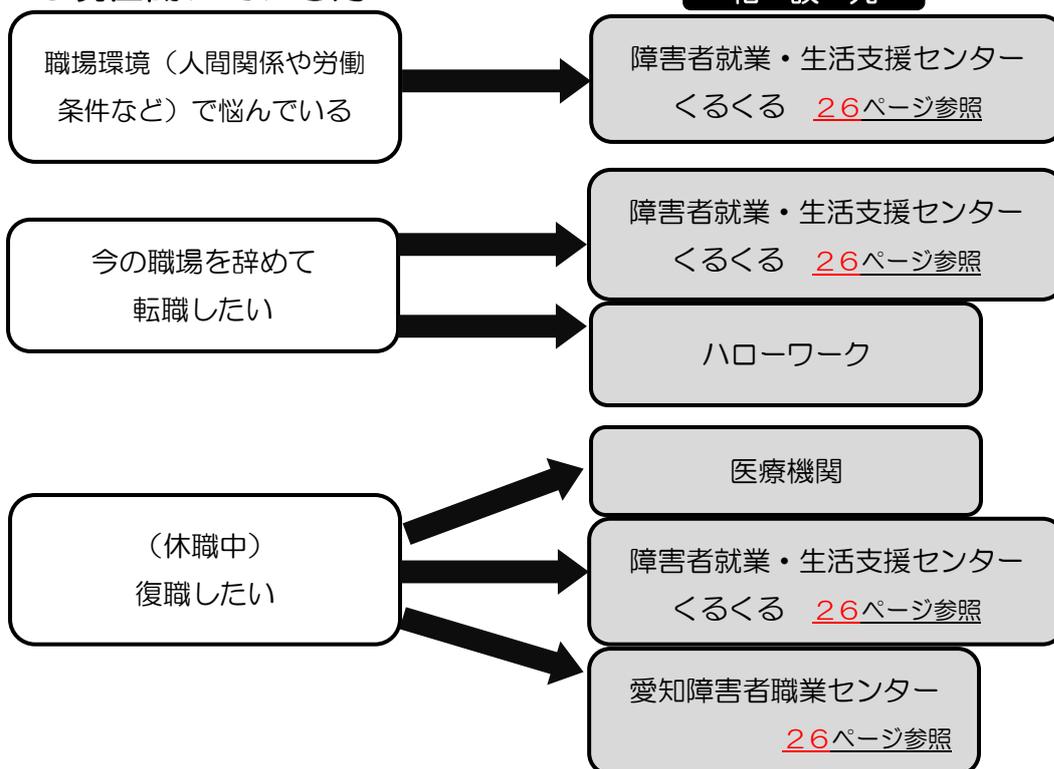
対象者 視機能障害のある方で、医師の診断書により盲学校での教育を受けることが適切であると判断される方。年齢制限はありません。

問合せ先 愛知県立岡崎盲学校 電話 0564-52-1282

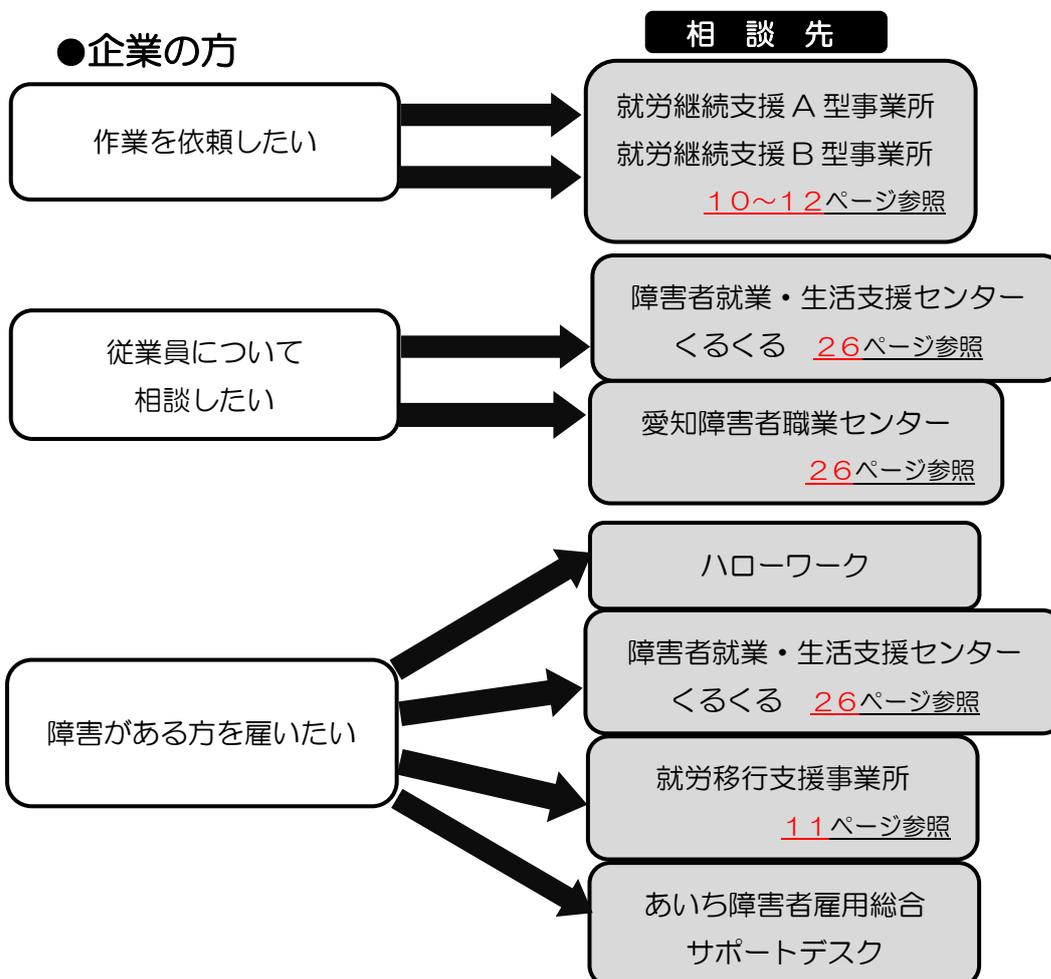
就労相談先たどり着きチャート



●現在働いている方



●企業の方



4. 福祉用具の購入助成・貸出の制度は

日常生活用具費の給付

☆一部介護保険優先

障害者(児)に、自力での日常生活を送るための用具を購入する際の費用を一部給付します。ただし、本人又は配偶者の市民税所得割が一定額以上の場合の対象外になります。なお、介護保険の対象となる方は、日常生活用具の種目によっては、介護保険でサービスを受けていただくことになります。

対象者 下表のとおり

	※介護保険が優先される種目
貸与種目	特殊寝台、体位変換器、歩行支援用具（手すり、スロープ）、移動用リフト、特殊マット
購入種目	特殊便器・特殊尿器（腰掛便座と同じ用具であれば）、入浴補助用具（入浴いす、浴槽用手すり等）、浴槽、移動用リフトのつり具の部分

必要な物

- ・障害者手帳
 - ・見積書など（西尾市に登録した日常生活用具業者に限る）
- ※必ず購入前の申請が必要です。
 ※未登録の業者での申請を希望される方はご相談ください。
 ※紙おむつ・ストーマ用装具の申請月分を含んだ申請については、その月の15日までに申請する必要があります。

日常生活用具の種目は次のとおりです。

	種目	対象となる障害の要件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹1・2級 寝たきりの難病患者 ※介護保険優先
	特殊マット	下肢または体幹1級（常時介護が必要なかたのみ。） 療育Aまたは同等以上 寝たきりの難病患者 ※介護保険優先
	特殊尿器	下肢または体幹1級（常時介護が必要なかたのみ。） 自力で排尿できない難病患者 ※介護保険優先
	入浴担架	下肢または体幹1・2級 （入浴のときに、家族や他人の介助が必要なかたのみ。） 上記障害と同程度の難病患者
	体位変換器	下肢または体幹1・2級 （下着交換などのときに、家族や他人の介助が必要なかたのみ。） 寝たきりの難病患者 ※介護保険優先
	移動用リフト	下肢または体幹1・2級 下肢または体幹機能に障害のある難病患者 ※介護保険優先
	訓練いす	下肢または体幹1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	訓練用ベッド	下肢または体幹1・2級 下肢または体幹機能に障害のある難病患者
	浴槽（給沸器を含む）	下肢または体幹1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	浴槽（個別給付）	
給沸器（個別給付）		

	種目	対象となる障害の要件
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能に障害があり、入浴に介助が必要なかた 入浴に介助が必要な難病患者 ※介護保険優先
	便器	下肢または体幹1・2級 常時介護が必要な難病患者
	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能または移動機能に障害があり、歩行困難や歩行不安定なかた てんかんの発作などによって頻繁に転倒する知的障害児（者）・精神障害者 上記障害と同程度の難病患者
	T字状・棒状のつえ	下肢、体幹、平衡機能または移動機能障害者 上記障害と同程度の難病患者
	移動・移乗支援用具 (可搬式手すり、スロープなど)	平衡、下肢、体幹機能に障害があり、家庭内の移動などにおいて介助が必要なかた 上記障害と同程度の難病患者 ※介護保険優先（歩行支援用具）
	特殊便器	上肢1・2級、療育Aまたは同等以上 上肢機能に障害のある難病患者 ※介護保険優先
	電磁調理器	視覚1・2級（視覚障害者のみ世帯またはこれに準ずる世帯） 療育Aまたは同等以上 上記障害と同程度の難病患者
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	音声キッチンスケール	
	聴覚障害者用屋内信号 装置（来客などを光や振動でお知らせする装置）	聴覚2級（聴覚障害者のみ世帯またはこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯） 上記障害と同程度の難病患者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓1・3級で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うかた 上記障害と同程度の難病患者
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器1・3級または同程度の身体障害者であって、必要と認められるかた 呼吸機能に障害のある難病患者
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚1・2級（視覚障害者のみ世帯またはこれに準ずる世帯） 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用体重計	
	音声血圧計	視覚1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	動脈血酸素飽和度測定 装置 (パルスオキシメーター)	呼吸器1・3級または同程度の身体障害で呼吸管理が必要なかた 人工呼吸器が必要な難病患者

	種目	対象となる障害の要件
在宅療養等支援用具	人工呼吸器用 バッテリー	呼吸器1・3級または同程度の身体障害者であり、必要と認められる者 呼吸機能に障害のある難病患者 ※人工呼吸器を使用しているかたであること
	発電機	呼吸器1・3級または同程度の身体障害者であり、必要と認められる者
	外部バッテリー (ポータブル電源を含む)	呼吸機能に障害のある難病患者 ※人工呼吸器、電気式たん吸引機、ネブライザー(吸入器)のいずれかを使用しているかたであること
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚および聴覚の重度重複障害者(原則として視覚1・2級かつ聴覚2級)の身体障害者であり、必要と認められるかた 上記障害と同程度の難病患者
	携帯用会話補助装置	音声もしくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害がある者 上記障害と同程度の難病患者
	テレビが聞けるラジオ	視覚1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用読書器	視覚障害者であり、本装置により文字などを読むことが可能になるかた 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用時計	視覚1～3級 ※音声時計は、手指の触覚に障害があるなどにより触読式時計の使用が困難なかたを原則とする。 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用活字文書 読上げ装置	視覚1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	情報通信支援用具	上肢1・2級または視覚1・2級 上記障害と同程度の難病患者
	聴覚障害者用通信装置 (FAX)	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害があるかたであり、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められるかた (聴覚障害者世帯またはこれに準ずる世帯) 上記障害と同程度の難病患者
	聴覚障害者用情報受信装置 (アイドラゴン4)	聴覚障害者であり、本装置によりテレビの視聴が可能になるかた 上記障害と同程度の難病患者
	点字器	視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者
	点字タイプライター	視覚1・2級 (本人が就労もしくは就学している。または就労が見込まれるかたのみ。) 上記障害と同程度の難病患者
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚1・2級
	音声 IC タグレコーダー	上記障害と同程度の難病患者

	種目	対象となる障害の要件
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出により音声機能を喪失した障害者 上記障害と同程度の難病患者
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者 上記障害と同程度の難病患者
	人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けているかたで医療保険の適用となる体外装置を装用してから5年を経過しているもの 上記障害と同程度の難病患者
	人工内耳スピーチプロセッサ用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けたかたで医療保険の適用となる体外装置を装用してから1年を経過しているもの 買替えにより体外装置を新たに装用したかたは、その装用をしてから1年を経過しているもの 上記障害と同程度の難病患者
排泄管理支援用具	ストーマ用装具及び付属品	ぼうこう機能障害または直腸機能障害手帳所持者でストーマ造設者
	紙おむつ等	○体幹1・2級 ○高度の排便機能障害者 （先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害、または先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因し、かつ ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込のない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態 イ 1週間に2回以上の定期的な用手排便を要する高度な便秘を伴う状態 のいずれかに該当する方。） ○高度の排尿機能障害者 （先天性疾患による神経障害、または直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする状態の方） ○脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常のある方（具体的な例は脳性麻痺） ○上記障害と同程度の難病患者
	収尿器	下肢または体幹機能障害者であって、排尿障害（失禁）のある者 上記障害と同程度の難病患者

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとします。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 3 収尿器については、収尿器を清潔に保たなければならない時は、2個給付できます。
- 4 ストーマ用装具、紙おむつについては、医療費控除の対象となる場合があります。

問 合 先 **福祉課 障がい福祉担当 (本庁)電話 65-2113**
FAX 56-0112

補装具費の支給

☆一部介護保険優先

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替する用具（補装具）の購入・修理費用について、その全部又は一部を補助します。ただし、本人または配偶者の市民税所得割の額が一定額以上の場合は補助対象外になります。

対象者

身体障害者手帳所持者
※手帳を持たない難病患者等も対象となる場合があります。

必要な物

- ・身体障害者手帳
- ・見積書等（西尾市より登録を受けた補装具業者に限る）
- ・補装具費支給についての意見書
- ・マイナンバーのわかるもの ……………など。

※補装具費の支給は必ず事前（購入前）申請が必要です。
※補装具費支給についての意見書は所定の様式です。不要な場合もありますので、あらかじめご相談ください。
※未登録の業者での申請を希望される方はご相談ください。

介護保険優先

車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
※ただし、介護保険対象者であっても、障害特性のために介護保険では対応できない場合は、補装具費支給の対象となる場合があります。

補装具の種目（支給対象となる障害程度については、以下の※印をご確認ください。）

障害の区分	対象種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器（※1）、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
上肢障害	義手、上肢装具
下肢・体幹障害	義足、下肢装具・靴型装具（※2）体幹装具、姿勢保持装置（※3）、車いす（※4）電動車いす（※5）、歩行器・歩行補助つえ（※6）、車載用姿勢保持装置、起立保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）
両上下肢機能全廃 言語機能喪失	重度障害者用意思伝達装置

- ※1 補聴器は、軽度・中程度の難聴のある児童の方でも助成される場合があります。
 ※2 下肢装具・体幹装具：下肢機能障害の方又は体幹機能障害1～3級の方
 ※3 姿勢保持装置：体幹機能障害1級の方
 ※4 車いす：下肢、体幹、平衡又は移動機能1、2級の方（3級でも認められる場合があります。）
 ※5 電動車いす：重度の歩行困難の方で手動の車いすの操作ができない方
 ※6 歩行器・歩行補助つえ：下肢、体幹、平衡又は移動機能障害の方
 上記※1～6は、概略ですので、支給対象になるかどうかはあらかじめご相談ください。

問合先

福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

福祉車両の貸出事業

車いすのまま乗車できる電動スロープ付自動車とスロープ付軽自動車を貸し出しています。

病院などへの送迎や郊外への外出などにご利用ください。

対象者

市内在住の車いすを利用する身体障害者又は、歩行が困難で一般の交通手段では外出困難な方

利用期間

原則1日 午前8時30分から午後5時15分

利用料金

燃料費の実費相当額・通行料・駐車料等の費用は、利用者の負担になります。詳しくはお問い合わせください。

乗車人員

電動スロープ付自動車

車いす1台固定時は運転手を含め、7名

車いす2台固定時は運転手を含め、5名

※本所のみ

スロープ付軽自動車

運転手を含め、3名

※後部座席部に車いす1台(1名)を積載可能

必要な物

申請書(市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能)

問合せ先

西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900

(西尾市総合福祉センター内)

同 一色支所 電話 72-9654

(一色老人福祉センター内)

同 吉良支所 電話 32-3322

(吉良保健センター内)

同 幡豆支所 電話 63-0181

(幡豆いきいきセンター内)

車いすの貸出事業

歩行困難な高齢者又は身体障害者などで、一時的に車いすを必要とする方を対象に、無料で貸し出しています。

対 象 者

西尾市にお住まいの方

貸し出し期間

2か月以内（無料） ※原則として継続更新不可

必 要 な 物

申請書（市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能）

問 合 先

西尾市社会福祉協議会 本所 電話 56-5900
(西尾市総合福祉センター内)

同 一色支所 電話 72-9654
(一色老人福祉センター内)

同 吉良支所 電話 32-3322
(吉良保健センター内)

同 幡豆支所 電話 63-0181
(幡豆いきいきセンター内)

5. 日常生活における支援は

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

耳の不自由な方が官公庁等の公的機関や医療機関等についての社会生活上必要不可欠な用務を行う場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

対象者 聴覚障害者等でサービスを必要とする方

利用料 無料

問合せ先 福祉課 障害者福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

Net119 緊急通報システム登録

Net119 は音声での緊急通報を行うことが難しい方のためのサービスです。事前に消防署で利用登録をすることで、緊急時、スマートフォン等を使用して文字による会話で119番通報をすることができます。

対象者 聴覚障害、音声・そしゃく機能障害等でサービスを必要とする方

利用料 無料
※通信料は個人の契約の内容によります

問合せ先 西尾市消防本部
(通信指令担当)
FAX 57-1717
電話 56-2110
MAIL nishionet119@katch.ne.jp



日常生活自立支援事業

「通帳や印鑑をなくしてしまう」「お金の管理がうまくできない」など、日常生活に不安を抱えていて、判断能力が低下された方（認知症高齢者、知的・精神障害者）を対象に、福祉サービスの利用援助、書類等の預かり、日常的な金銭管理等を行います。

対象者 西尾市にお住まいの方

利用料 利用料は、内容により異なります。
※書類等預かりサービス 250円/月
※日常的な金銭管理サービスなど 1,200円/1回

○実際の支援は支援計画を作成し、専門員と生活支援員が行います。
ご利用に関するご質問や詳細等につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 **西尾市社会福祉協議会** 電話 **56-5900**
(西尾市総合福祉センター内)

生活支援員派遣事業

判断能力は十分あるものの、身体的事由により各種手続き等を行うことが困難な方（身体障害者・身体の不自由な高齢者）を対象に、福祉サービスの利用援助、書類等の預り、日常的な金銭管理等を行います。

対象者 西尾市にお住まいの方

「日常生活自立支援事業」の対象者など他の支援を受けられる方は対象外。

利用料 利用料は、内容により異なります。
※書類等預かりサービス 250円/月
※日常的な金銭管理サービスなど 1,200円/1回

○実際の支援は支援計画を作成し、専門員と生活支援員が行います。
ご利用に関するご質問や詳細等につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 **西尾市社会福祉協議会** 電話 **56-5900**
(西尾市総合福祉センター内)

図書館の福祉サービス

●図書館資料郵送貸出サービス

おひとりで図書館へ来館することが困難な方は、図書館の資料をご自宅まで郵送します。送料は、往復ともに市が負担します。

対象者

西尾市にお住まいの身体障害者手帳 1～2 級の方

申込方法

図書館へお申し込みください。(身体障害者手帳の写しが必要です。)

利用できる資料

図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料など

※1 回の申込で 10 冊まで 30 日間(郵送期間含)利用できます。

貸出方法

郵送貸出申込書に書名、著者等を記入し、電話、FAX、Eメール(tosyokan@city.nishio.lg.jp)又は図書館ホームページから予約いただくと、専用の貸出袋に入れてお届けします。

●にしお電子図書館

にしお電子図書館とはインターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットなどの電子機器を使って、貸出、返却を行い、電子書籍を読むことができる、西尾市が運営する電子図書館です。

障害をお持ちの方や高齢者の方も来館せずに図書館の電子書籍を読むことができます(文字が読みづらい方のために、にしお電子図書館のホームページの右上に文字の拡大、読み上げ、文字色の反転機能があります)。

利用方法

インターネットに接続した電子機器でにしお電子図書館(<https://web.d-library.jp/nishio/g0101/top/>)にアクセスし、右上にある「ご利用ガイド」をご覧ください。
※ 事前に西尾市立図書館の貸出カードの登録が必要です。
※ 通信料は個人の負担になります(個人の契約によります)。

問合せ先

西尾市立図書館

電話

56-6200

FAX

56-5670

住宅改修費給付事業

身体に重度の障害がある方の日常生活の向上のために、住宅環境の改善が必要となる場合、必要経費が 20 万円までの改修工事について、費用の一部を助成します。ただし介護保険該当者は、介護保険法での住宅改修が優先になります。

対象者

下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級 3 級以上の者又は視覚障害 2 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者)

※手帳を持たない難病患者等も対象となる場合があります。

申請方法

・事前申請

必要な物

・住宅改修費給付申請書
・改修工事前後の平面図等
・改修工事にかかる施工業者の見積書(西尾市の登録業者に限る)
・改修工事場所の施工前の写真(工事着工前)

対象工事 手すり取り付け、段差の解消、滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器への便器の取替えなどの改修を対象とします。ただし、既に着手・完了している住宅改修については、助成の対象になりません。

その他 *世帯の市民税課税状況に応じた自己負担金が必要になります。
(自己負担金は直接業者に支払って頂きます。)

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

住宅用火災警報器の取り付け

火災発生の感知及び避難が困難な障害者の逃げ遅れ被害を防ぐために、住宅用火災警報器の設置費を支援します。

対象者 ・身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者

申請方法 ・事前申請

必要な物 ・障害者手帳

その他 ・西尾市の依頼する業者が施工します。
・住宅用火災警報器の代金と、工事にかかる費用を西尾市が負担します。
・取り付ける住宅用火災警報器の数は 1 世帯 2 個までです(1 回限り)。
(ただし、障害者の寝室と台所が異なる階にある場合は 3 個まで)。
・作業終了後の事故等による補償は一切しません。

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

NHK放送受信料の免除

免除の種類と対象者 全額免除
・身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税 (住民税) 非課税の場合
半額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合
・重度の障害者 (身体障害者 1・2 級、知的障害者 A 判定、精神障害者 1 級) が世帯主で受信契約者の場合

必要な物 ・印鑑 ・障害者手帳

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

家具転倒防止金具等の取り付け

災害時における家具の転倒による事故を防止するため、転倒防止金具代と取付作業費を支援します。

対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者

申請方法

- ・事前申請

必要な物

- ・障害者手帳

その他

- ・西尾市の依頼する業者が施工します。
- ・2時間以内の工事にかかる費用を西尾市が負担します。(超過したものに關しては自己負担をさせていただきます。)
- ・設置箇所は5箇所までです(1世帯1回限り)。
- ・作業終了後の事故等による補償は一切しません。

問合せ先

福祉課 障がい福祉担当 (本庁)

電話 65-2113

FAX 56-0112

携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料等が割引になる場合があります。

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

その他

各携帯電話会社により、割引の取り扱い内容が異なります。

問合せ先

各携帯電話会社、携帯電話取扱店

ホワイトウェイブ21の利用料割引

個人で利用する場合であって、次のいずれかに該当する方は、プール・浴室・トレーニングルームの利用料金が割引されます。

対象者

- ・65歳以上の方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者
(手帳の代わりに障害者手帳アプリ「ミライロID」(P50)の提示も可能です。但し、ミライロIDは被爆者健康手帳に対応していません。)

問合せ先

西尾市ふれあい広場(ホワイトウェイブ21)

電話 34-8222 FAX 35-4104

身体障害者福祉センター講座

身体障害者福祉センターでは、障害のある方の自立の助長と生きがいを高めることを目的に様々な講座を開催しています。手話通訳を希望される場合は、事前にお申し出ください。

対象者 身体障害者（付き添いの方も出席可能）

利用料金 基本的には無料です。（材料費が必要な講座もあります。）

申込方法 広報にしお、又は西尾市社会福祉協議会のホームページより、随時、各講座の募集をさせていただきます。直接お申し込みください。

講座内容 ※ 講座内容は変更される可能性があります。

○第1期・・・5月～8月、 第2期・・・9月～12月、 第3期・・・1月～3月

講座名	開催予定	講座名	開催予定
パッチワーク	第1期 月曜日	そめ花	第2期 金曜日
切り絵	第1期 木曜日	手話奉仕員養成	第1・2・3期 木曜日
要約筆記	第2期 土曜日	点字触読	随時
フライングディスク 体験	第1期 土曜日	スポーツ吹矢	未定
フラワーアレンジ	第2期 月・金曜日	障害者のための 防災入門	未定
車いすダンス	第1・2期 水曜日	己書	第1期 火曜日
わいわいカフェ ～お菓子づくり～	第2・3期 木曜日	カルトナーージュ	第2期 木曜日
		ダーツ	第1期 火曜日

問 合 先

西尾市社会福祉協議会
(西尾市総合福祉センター内)

電話 56-5900

成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

対象者 二親等以内の親族がないなどの理由により、成年後見の申し立てが困難である方

支援の内容 当事者に代わって、市が成年後見の申し立てをします。また、申し立てにかかる費用などについて、必要に応じ助成します。

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当（本庁） 電話 65-2115
FAX 56-0112

成年後見センター

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になり、ご自身での契約や財産管理などをすることが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用のお手伝いをします。

対象者 西尾市にお住まいの方

支援の内容 「成年後見制度」の利用に関する相談や申し立て手続きに関する支援

問合せ先 西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900
(西尾市総合福祉センター内)

身体障害者訪問入浴サービス

歩行が困難な在宅の身体障害者等に対して、訪問入浴サービスを提供します。

対象者

身体障害者手帳所持者で、次のいずれにも該当している方

- ・西尾市在住で在宅
- ・自力又は家族のみでの入浴が困難
- ・通所による入浴が困難
- ・医師の診断により入浴を許可されている
- ・介護保険の対象とならない
- ・障害福祉サービスによる入浴が困難

必要な物

入浴承諾書、医師の診断書

その他

利用回数は1人あたり1週につき2回までです。
前年所得に対する所得税額によって利用者負担額が異なります。
西尾市が委託した業者がサービスを提供します。

問合せ先

福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は、自ら避難することが困難な方々の生命、身体を災害から保護するための基礎となる名簿です。災害時、名簿情報は地域の自主防災会等へ提供されます。同意書を提出されますと、災害が発生する前から名簿情報を地域の自主防災会等に提供することができます。

対象者

本人又は家族などの同居者のみでは災害時の対応が困難な方

- ・身体障害者1～2級の方
 - ・知的障害（療育A判定）の方
 - ・精神障害1級の方
 - ・難病患者
 - ・その他支援を必要としている方
- ※対象外
- ・日常的に自立している方
 - ・家族などの介護が十分であり、援護を望まない方
 - ・情報の公開を望まない方
 - ・施設に入所されている方

問合せ先

福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

緊急通報システムに係る機器の貸与

緊急通報システムに係る機器を無料で貸与します。

対象者

- 身体障害者手帳 1 級～2 級を交付されているひとり暮らしの方で、前年の所得が 200 万円以下の方

必要な物

- 申請書

問合せ先

長寿課 高齢者福祉担当 (本庁)

電話 65-2121

FAX 64-0995

にこやか収集

ごみを所定の排出場所まで持ち出すことが困難な障害者の世帯に対して、ごみの継続的な戸別収集を週 1 回行います。

対象者

身体障害者の世帯(身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯)で、ごみを持ち出すことが困難な世帯。

申し込み方法

- ごみ減量課へお申込みください。
- 身体障害者本人、身体障害者の親族、介護者、民生委員・児童委員のいずれかの方で申込みをしていただきます。

必要な物

- 身体障害者手帳

収集するごみの種類

- 燃えるごみ
- 燃えないごみ
- プラスチック製容器包装
- 資源物【空き缶、空きびん、紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ)、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光灯】

注意点

- ご自宅に訪問調査をした後、収集を決定します。(申込んだ時点で決定ではありません。)
- 訪問調査には、親族や介護者に立会いをお願いしています。(収集の初回時も立会いにご協力ください。)

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当 (浄化センター内)

電話 65-3883 FAX 65-3880

粗大ごみの戸別有料収集制度（減免）

粗大ごみ（市の指定袋やコンテナに入らないごみ）の戸別有料収集の手数料が無料になります。

対象者

- ・身体障害者手帳（1級～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方を有する世帯

申込み方法

- ・ごみ減量課又は各支所へお申込みください。
- ・申込み時に減免対象になることをお伝えください。また、具体的に品目、寸法（3辺）、数量をお知らせください。
- ・受付後、減免用の処理券（シール）をお渡しします。

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

収集について

- ・収集は申込みをした日の翌週になります。
西尾地区…翌週木曜日 一色・吉良・幡豆地区…翌週金曜日
- ・粗大ごみに減免用の処理券（シール）を貼って、収集日の午前8時30分までに、玄関先や門の前など道路に面した場所へ出しておいてください。（家の中までは収集に行きません。）
- ※1度に5個まで収集できます。

注意点

- ・一般家庭から排出される粗大ごみに限ります。
- ・処理困難物、家電リサイクル法対象製品は収集できません。

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当（浄化センター内）
電話 65-3883 FAX 65-3880

し尿くみ取り手数料（減免）

し尿くみ取り手数料を減免します。

対象者

- ・身体障害者手帳 1級～3級、療育手帳A、B判定の方を有する世帯（本人分のみ減免となります。）

申込み方法

- ・ごみ減量課又は各支所へお申込みください。
- ・申込み時に減免対象になることをお伝えください。

必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳

注意点

- ・浄化槽の清掃・保守点検は該当しません。

問合せ先

ごみ減量課 ごみ減量担当（浄化センター内）
電話 65-3883 FAX 65-3880

電話リレーサービス

聴覚や発語に困難がある方ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが「手話または文字」と「音声」とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。

聴覚や発語に困難がある方は、事前に登録することで、このサービスを利用することができます。

このサービスは、法に基づく公共インフラとして整備され、総務大臣の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスがサービスを提供しています。

対象者

- ・身体障害者手帳（聴覚、音声・言語機能障害）を有する方
 - ・身体障害者手帳（聴覚、音声・言語機能障害）は保有していないが、電話の利用が困難な方
- ※上記対象者の方は、事前に登録が必要です。
※上記対象者が所属する法人も利用対象者として登録が可能です。

利用方法

- ・登録方法および利用方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。または同財団まで直接お問い合わせください。
- ・サービスの利用には通話料等の料金がかかります。

問合せ先

一般財団法人 日本財団電話リレーサービス
電話 03-6275-0910
(受付時間:年末年始を除く9:00~18:00)
FAX 03-6275-0913
MAIL info@nftrs.or.jp
H P <https://nftrs.or.jp/>

声の広報・点字広報の郵送

市では、音訳サークル、点訳サークルの協力のもと、「広報にしお」の音訳・点訳を行っています。「音訳版広報にしお」は市のホームページから聞くことができ、「点訳版広報にしお」は福祉課のカウンターで読むことができます。

また、希望される方には、「音訳版広報にしお」「点訳版広報にしお」を郵送で提供しております。郵送を希望される方は、西尾市社会福祉協議会までお問い合わせください。

問合せ先

西尾市社会福祉協議会 電話 56-5900
(西尾市総合福祉センター内)

訪問理美容サービス利用料の助成

自宅から外出することが困難な重度身体障害者が、あらかじめ市に登録した理美容業者が行う訪問理美容サービスを利用した場合に、その費用の一部を助成します。

対象者

- ・ 市内在住、かつ在宅で生活する肢体不自由の身体障害者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方

利用方法

- ※ 利用にあたっては事前に申請が必要になります。
- ※ 申請後、利用要件に該当した方には利用券を交付します。利用券は、訪問理美容サービスを利用する際に、事業者に提出してください。

助成額

- ・ 訪問理美容サービス1回の利用につき、1,000円を上限として助成します。

交付枚数

- ・ 年度ごとに最大4枚の利用券を交付します。

必要なもの

- ・ 身体障害者手帳

その他

- ・ 年度ごとに申請が必要です。
- ・ 利用できるのは、あらかじめ市に登録した理美容業者に限りません。
- ・ 介護保険の要介護4、5の認定を受けている65歳以上の方で、ねたきり高齢者訪問理美容利用支援事業を利用されている方は、この制度を利用することはできません。

問合せ先

福祉課 障がい福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

6. 交通に関わる支援は

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

普通自動車運転免許の取得に要する費用のうち、2/3 (上限 10万円) を補助します。

対象者 身体障害者手帳所持者 (視覚障害を除く)

必要な物

- ・運転免許証
- ・支払った金額のわかる書類 (領収書等)
- ・支払った経費の内訳がわかる書類 (「運転免許取得に関する金額証明書」「運転免許取得実績証明書」など、教習所発行の証明書)
- ・身体障害者手帳

注意事項

- ・免許取得後6か月を超えてしまうと、申請ができなくなります。
- ・普通自動車免許の取得時に限る。
(大型免許・二輪免許等の取得時は該当しません)
- ・免許取得後、身体障害者となり臨時適性検査により免許の更新をする際は対象外。

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

身体障害者用自動車改造費助成事業

上肢・下肢・体幹機能障害のある方が就労等にともない自ら所有し、運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用のうち10万円を限度として補助します。所得制限があります。

また、改造費の支給を受けるためには必ず事前の申請が必要になりますので、既に改造が完了しているものに関しては、支給の対象となりません。

対象者 身体障害者手帳所持者 (上肢・下肢・体幹機能障害) で、運転免許証に障害に係する「免許の条件」が記載されている方

申請方法 ・事前申請

必要な物

- ・施工業者の見積書原本 (改造の箇所及び経費がわかるもの)
- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証 (原本で「免許の条件」が記載されているもの)
- ・改造内容の確認できるカタログ又はパンフレット (コピー可)
- ・車検証、自動車検査証記録事項 (本人所有か確認します)

問合せ先 福祉課 障がい福祉担当 (本庁) 電話 65-2113
FAX 56-0112

駐車禁止等除外指定車標章の交付

警察署に申請し公安委員会から標章の交付を受けた方は、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されて駐車することができます。

対象者

身体障害者

- ・体幹、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓障害 1級から3級
- ・聴覚障害 2級又は3級
- ・平衡機能障害 3級
- ・視覚、下肢、心臓、呼吸器、免疫障害 1級から4級の一部
- ・上肢障害 1級、2級の一部
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
上肢機能 1級、2級（障害が一上肢のみの場合は除

く）

移動機能 1級、2級 3級、4級の一部

知的障害者 A判定

精神障害者 1級

必要な物



- ・ 障害者手帳（原本）及びその写し
- ・ 印鑑（身体障害者本人が申請する場合は省略できます）
- ・ 障害者の代理人（親族）が申請する場合は、障害者との関係を証明する書類等
- ・ 指定医の「意見書」「診断書」等（視覚4級の2、運動機能《移動》3級・4級、心臓、呼吸器、免疫4級で新規申請の方、その他指定医が歩行困難であるため社会での日常生活活動が著しく制限されると認めの方）

問合せ先

西尾警察署交通課

電話 57-0110

（内線 418）

コミュニティバス

障害者手帳をお持ちの方は、降車時に手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」（P54）を提示すれば、「六万石くるりんバス」の運賃（200円）が無料になります。また、手帳所持者の付添人（1名まで）も、降車するときに運転手に申し出ると運賃が無料となります。

対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
各手帳所持者の付添人（1名まで）

福祉タクシーチケットの交付

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に福祉タクシーチケットを交付します。

対 象 者

- ・ 身体障害者手帳1～3級所持者
- ・ 療育手帳A・B判定所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

※但し、自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免を受けていない方

助 成 額

- ・ タクシーチケットは1枚につき上限500円で、1回の乗車につき最大4枚まで利用できます。

交 付 枚 数

- ・ 申請月から年度末まで1か月あたり4枚の割合で交付します。

追 加 交 付

- ・ 週2回以上の定期的な通院(人工透析等)をしており、年度末まで継続的な通院が必要であると医師から診断を受けた場合は、1か月あたり4枚の割合で追加交付します。

必 要 な も の

- ・ 障害者手帳
- ・ 所定の通院報告書（追加交付申請時）

そ の 他

- ・ 申請月分から年度末分まで(年度毎)の支給となります。
- ・ チケットの有効期間は、交付時から翌年3月31日まで、年度を超えての利用はできません。
- ・ 利用できるタクシーは、市と契約している業者に限ります。
- ・ 利用時は必ず障害者手帳の提示が必要です。
- ・ 利用限度枚数以内の場合、端数においてもチケットの利用は可能ですが、おつりは出ません。
- ・ 利用限度枚数を超える部分は、現金等でお支払いください。
- ・ 他市から転入された方でも、チケットの申請は可能です。(他市のチケットがまだ残っている方は、他市へ返還してください。)
- ・ チケットは毎年度ごとに申請する必要があります。次年度分の申請開始日は、前年度の3月1日(土日祝日の場合はそれ以降の平日)です。

問 合 先

福祉課 障がい福祉担当（本庁） 電話 65-2113
FAX 56-0112

交通機関等の割引

公共交通機関の割引制度

障害者手帳をお持ちの方について、障害者手帳に記載された「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄の区分（第1種又は第2種）や、障害等級に応じて運賃の割引を受けられます。詳しくは各交通機関に直接お問い合わせください。

交通機関	手帳の区分		割引の内容		割引率
JR各社の鉄道・バス・船等	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	第1種	普通乗車券	障害者が単独で片道100kmを超える乗車をするとき（東は焼津、西は米原くらい）	5割
				障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）5割
			定期券（小児定期乗車券を除く）	障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）5割
			回数券・普通急行券	障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）5割
	第2種	普通乗車券	障害者が単独で片道100kmを超える乗車をするとき（東は焼津、西は米原くらい）	5割	
		定期券（小児定期乗車券を除く）	12歳未満の障害者が介護者とともに乗車をするとき（距離不問）	（介護者とも）5割	
私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます 〈問合せ先〉JR各社					
私鉄 （名鉄・近鉄等）	JRの割引制度に準じて運賃割引の制度があります 〈問合せ先〉私鉄各社				
名古屋市営地下鉄・バス あおなみ線	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（本人の写真が張り付けられたものに限る）の交付を受けている方 <ul style="list-style-type: none"> ・大人 小児料金と同じ ・小児 小児料金の半額 ※介助者も対象（条件があります） 〈問合せ先〉名古屋市交通局・名古屋臨海高速鉄道株式会社				
リニモ	第1種（身体障害者手帳・療育手帳）	普通乗車券・回数乗車券	障害者が介護者とともに乗車するとき （介護者とも）5割		

	精神障害者保健福祉手帳(写真付き)1級所持者				
リコモ	第1種(身体障害者手帳・療育手帳)	定期乗車券		障害者が介護者とともに乗車するとき(介護者とも)5割	
	精神障害者保健福祉手帳(写真付き)1級所持者				
	第2種(12歳未満、身体障害者手帳・療育手帳)				
〈問合先〉愛知高速交通株式会社					
飛行機 (国内線のみ)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付がある満12歳以上の本人及び介護者 ※一部の航空会社で割引の対象とならない場合がありますので事前に航空会社や指定代理店にご確認ください 割引率は、航空会社・路線により異なります				
タクシー	障害者手帳の呈示により、料金の1割が割引となる場合があります 〈問合先〉各タクシー会社				
西尾市渡船	普通乗船券	療育手帳	第1種	障害者が乗船をするとき ※介護者も対象となります ※障害の内容によって、通訳・介助員も対象となります。詳しくは佐久島振興課までお問い合わせください	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割 ※介護者または通訳・介助員5割
		保健福祉手帳	1級	障害者が乗船をするとき ※介護者も対象となります	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割 ※介護者5割
				障害者が乗船をするとき	大人(中学生以上)5割 小児(小学生以下)10割
障害者手帳の代わりに障害者手帳アプリ「ミライロID」(P55)の呈示も可能です 〈問合先〉西尾市役所 佐久島振興課 電話 72-9607					

有料道路通行料金割引

通勤・通学・通院等の日常生活において、身体障害者が自ら自動車を運転して有料道路を利用する場合、又は第1種身体障害者もしくは第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合に、ETCを利用または障害者手帳、ミライロID (P55) を提示することで通行料金が割引されます。

割引を受けるには、事前に福祉課（本庁）又は各支所で登録の申請をし、障害者手帳にシールを貼付される必要があります。

○登録をすると、右のような自動車登録番号及び割引の有効期限を記載したシールが、障害者手帳に貼付されます。

道路 介護	三河〇〇 - △ - □□ 年 月 日まで
----------	--------------------------

又は

道路	三河〇〇 - △ - □□ 年 月 日まで
----	--------------------------

適用道路

各高速道路会社、名古屋市道路公社等の管理する有料道路
(道路整備特別措置法に基づく有料道路)

対象者

身体障害者手帳所持者（第1種：本人及び介護者の運転可、第2種：本人運転のみ有効）
療育手帳所持者（第1種（A判定）の方のみ）
※療育手帳第2種（B,C判定）及び精神障害者手帳所持者は対象外

割引額

通常料金（ETCを利用する場合はETC通常料金）の半額

必要な物

ETCを利用しない場合

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②運転免許証（第2種の身体障害手帳をお持ちの方のみ必要）
- ③車検証（原本、自動車登録する場合は必要）
- ④自動車検査証記録事項または車検証閲覧アプリがインストールされたスマートフォン（③が電子車検証の場合のみ必要）

ETCを利用する場合

（ETCレーンでの割引適用までは3週間ほどかかります）

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②車検証（原本）
- ③自動車検査証記録事項または車検証閲覧アプリがインストールされたスマートフォン（②が電子車検証の場合のみ必要）
- ④運転免許証（第2種の身体障害手帳をお持ちの方のみ必要）

⑤ ETCカード（障害者本人名義のもの。障害者本人が18歳未満の場合は保護者名義のもの）

⑥ ETC車載器セットアップ申込書または証明書
（ETC車載器の管理番号がわかるもの）

⑦ 110円切手
（使用しない場合があります）

そ の 他

- ・ 更新申請は割引有効期限の2か月前から手続きができます。
- ・ 割引有効期限後に更新した場合は、有効になるのは申請日以降です。
- ・ 障害等（身体、知的）の再認定時期（次の判定年月日）が有料道路割引の有効期限になっている場合、割引の更新には再認定後に交付された手帳が必要です。
- ・ それぞれの更新に要する期間に注意して手続きしてください。
- ・ ETC利用される方はオンライン申請も可能です。

問 合 先

制度について :NEXCO中日本お客さまセンター

電話 0120-922-229（通話無料、24時間係員対応）

申請窓口 :福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2113

FAX 56-0112

ミライロIDについて

ミライロIDは、株式会社ミライロが提供する、スマートフォン向けの無料で使用できる（※）障害者手帳アプリです。スマートフォンアプリで障害者手帳をミライロIDに登録をすると、協力する交通機関や事業者が運営する施設で、手帳の提示の代わりにミライロIDを使用することができます。

西尾市も協力しており、コミュニティバスや西尾市渡船で使用することができます。

※通信料は個人の契約の内容によります

詳しくは株式会社ミライロの「ミライロID」のページをご確認ください <https://mirairo-id.jp/>

税金の減免・手当・医療費の助成など

各税法上の軽減

障害者手帳等をお持ちの方には、さまざまな税法上の軽減措置があります。

税目	事項	対象者	所得控除額	問合せ先
所得税*	障害者控除	身障1・2級 知的A判定 精神1級 (※対象者が同居の同一生計配偶者又は扶養親族の場合)	40万円 (※75万円)	西尾税務署 57-3111
		上記以外の障害者手帳所持者	27万円	
市県民税*	障害者控除	身障1・2級 知的A判定 精神1級 (※対象者が同居の同一生計配偶者又は扶養親族の場合)	30万円 (※53万円)	市役所 税務課 市民税担当
		上記以外の障害者手帳所持者	26万円	
	非課税限度額	前年の合計所得金額が135万円以下の場合には非課税となります。		
個人事業税	課税対象外	両眼の視力が0.06以下である者が行うあんま・はり等医業に類する事業は課税対象外		愛知県西三河 県税事務所
相続税*	障害者控除	身障1・2級 知的A判定 精神1級	85歳に達するまでの年数×20万円 (税額控除)	西尾税務署 57-3111
		上記以外の障害者手帳所持者	85歳に達するまでの年数×10万円 (税額控除)	
マル優制度 (利子などの非課税制度)	利子等の非課税制度が適用されます。 〈限度額〉元本または額面が350万円以下 特別障害者となった場合には、一定の要件の下、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の払出しに係る利子等に対する課税がされません。			

*印の申告にはマイナンバーの記載が必要です。

軽自動車税(種別割)等の減免

減免要件に該当する方は、申請により軽自動車税(種別割)等が減免されます。

■軽自動車税(種別割)

- 対象者**
- 56ページの「減免の対象となる障害の程度」に該当する方
 - 構造が、専ら身体障害者などが利用するための軽自動車等(車いすの昇降装置・固定装置、浴槽を装着する等特別の仕様により製造された軽自動車等又は一般の軽自動車等に同種の構造変更等が加えられた軽自動車等であって、車検証でそれを確認することができるもの)を所有する方

必要な物

- 各種手帳
(令和8年度分の申請では、交付年月日が令和8年4月1日以前のもの)
 - 運転者の運転免許証
(令和8年度分の申請では、有効期限が令和8年4月1日以降のもの)
 - 車検証(車検がある車両のみ)
 - 生計同一証明書(運転者と障害者が別世帯の場合)
 - 常時介護証明書(運転者が常時介護者の場合)
 - 車両のパンフレット、写真など構造を確認できる資料
- 身体・知的障害者⇒福祉課
精神障害者⇒西尾保健所で交付できます。
(対象者②の場合)

申請期限

軽自動車税(種別割)の減免申請の期限は、納期限までです。

(令和8年度分の減免申請の期限は、令和8年6月1日(月)です。)

この期限を過ぎると、令和9年度分からの減免になります。

減免の対象となる障害の程度

〔※2つ以上の障害がある場合は、それらを合わせたことによる上位の級ではなく、それぞれの障害の級で判定します。【注1】〕

区 分		減 免 の 対 象 と なる 範 囲		
		障害者本人が運転する場合	障害者と生計を一にする人又は 障害者を常時介護する人が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1 級から 4 級まで		
	聴 覚 障 害	2 級及び 3 級		
	平 衡 機 能 障 害	3 級		
	音 声 機 能 障 害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	—	
	上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級		
	下 肢 不 自 由	1 級から 6 級まで【注 2】	1 級から 3 級まで	
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級まで及び 5 級	1 級から 3 級まで	
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	
		移動機能	1 級から 6 級まで【注 2】	1 級から 3 級まで
		心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう又は自律神経障害	1 級、3 級及び 4 級	1 級及び 3 級
	肝臓・免疫機能障害	1 級から 4 級まで	1 級から 3 級まで	
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚 障 害	特別項症から第 4 項症まで		
	聴 覚 障 害			
	平 衡 機 能 障 害			
	音 声 機 能 障 害	特別項症から第 2 項症まで （喉頭摘出による音声機能 障害がある場合に限る。）	—	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第 4 項症まで		
	下 肢 不 自 由	特別項症から第 6 項症まで及び 第 1 款症から第 3 款症まで	特別項症から第 4 項症まで	
	体 幹 不 自 由	特別項症から第 3 項症まで		
	心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ 小腸・ぼうこう又は自律神経障害	特別項症から第 3 項症まで		
療 育 手 帳		A		
精神障害者保健福祉手帳		1 級		

【注 1】 2つ以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの障害の級別で判定します（※【注 2】も参照）ので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、下肢不自由 4 級に該当する障害が 2 つ以上あり、総合等級が 3 級になるような場合については、生計を一にする人又は常時介護する人の運転では減免に該当しません。（それぞれの障害の等級は 4 級のため）

【注 2】 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が 7 級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている人は、これらの障害の級別を 6 級とします。

注 意 事 項

- ・障害のある本人が所有する軽自動車等に限り、
（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者のためにその人と生計を一にする人又は常時介護する人が運転する場合は、生計を一にする人が所有する軽自動車等も対象になります。）
- ・障害者1人につき1台に限り、
- ・自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免と福祉タクシーチケット（50ページ）との重複はできません。
- ・車検証に「事業用」と記載されているものは、対象になりません。
- ・生計を一にする方が運転し、障害者の方が入院中の場合は、原則として対象になりません。
- ・障害者の方が入所中の場合は、生計同一証明書の提出がなければ対象になりません。（継続の場合も途中に入所された方は、入所した際に、生計同一証明書の提出が必要です。）

問 合 先

税務課税制・償却(軽自動車税)担当(本庁)

電話 65-2125

FAX 56-0047

■自動車税種別割

※令和元年10月から、「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されました。
減免の要件などについて、詳しくは下記「問合せ」へお尋ねください。

問 合 先

愛知県西三河県税事務所 自動車税グループ

電話 0564-27-2712

■自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

※自動車取得税は令和元年10月1日に廃止され、新たに「自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）」が導入されました。
減免の要件などについて、詳しくは下記「問合せ」へお尋ねください。

問 合 先

愛知県名古屋東部県税事務所 自動車審査課

電話 052-953-7865

手当を受けるためには

手当等の種類	受給できる方	手当の額	支払月と支払方法	申請に必要なもの	制限・その他	関覧	
(国+県) 特別障害 者手当 (20歳以上)	心身に重度の障害があり、常時特別な介護が必要と認められる20歳以上の方が対象です。 <u>ただし、他 手当と比べて審査基準が非常に高いため、申請しても却下になる可能性があります。</u> (原則として診断書による判定が必要です。)						関 覧
	○国制度分 29,590円(C種に該当) ○県制度分 ※特に重度な方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。(A種・B種に 該当)						
	A種	概ね身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の合併の方 (県)月額 6,850 円の加算	月額 36,440 円	5月(2~4 月分) 8月(5~7 月分) 11月(8~10 月分) 2月(11~1 月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(所定様式) ・障害者手帳(所持者のみ) ・障害者の預金通帳 ・年金証書 ・マイナンバー関係書類 ・委任状(代理申請の場合のみ) 	①前年の本人及び扶養義務者の所得制限があります。 <所得上限額> 本人:3,661,000円 扶養義務者: 6,287,000円 (扶養親族が0人の場合) ②施設入所者、長期(3か月以上)入院者は申請できません。 ※手当は申請した月の翌月分から支給されます。	
	B種	概ね身体障害者手帳1・2級又はIQ35以下の方 (県)月額 1,050 円の加算	月額 30,640 円	※各月の10日に口座振込します。 口座振込日が休日に当たる時は、その日より以前の平日に振込みます。			
C種	A種・B種以外(C種)は、国制度分のみ (県)加算なし	月額 29,590 円					
(国+県) 障害児福 祉手当 (20歳未満)	心身に重度の障害があり、常時特別な介護が必要と認められる20歳未満の方が対象です。 <u>ただし、他 手当と比べて審査基準が非常に高いため、申請しても却下になる可能性があります。</u> (原則として診断書による判定が必要です。)						福 祉 課
	○国制度分 16,100円(C種に該当) ○県制度分 ※特に重度な方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。(A種・B種に 該当)						
	A種	概ね身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の合併の方 (県)月額 6,900 円の加算	月額 23,000 円	5月(2~4 月分) 8月(5~7 月分) 11月(8~10 月分) 2月(11~1 月分)	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(所定様式) ・障害者手帳(所持者のみ) ・障害者の預金通帳 ・マイナンバー関係書類 ・委任状(代理申請(18歳未満の方は保護者以外の申請)の場合のみ) 	①同上 ②施設入所者、障害年金受給者には支給しません。 ※手当は申請した月の翌月分から支給されます。	
	B種	身体障害者手帳1・2級又はIQ35以下の方 (県)月額 1,150 円の加算	月額 17,250 円	※各月の10日に口座振込します。 口座振込日が休日に当たる時は、その日より以前の平日に振込みます。			
C種	A種・B種以外(C種)は、国制度分のみ (県)加算なし	月額 16,100 円					

手当等の種類	受給できる方	手当の額	支払月と支払方法	申請に必要なもの	制限・その他	関
(県) 在宅重度 障害者手 当	1 種 身体障害者手帳1・2 級とIQ35以下の合 併の方 2 種 身体障害者手帳1・2 級又はIQ35以下の 方 身体障害者手帳 3 級とIQ50以下の合 併の方	1 種 月額 15,500 円 2 種 月額 6,750 円	4月(12~3 月分) 8月(4~7月 分) 12月(8~11 月分) ※各月の25日 に口座振込し ます。 口座振込日 が休日に当 たる時は、そ の日より以 前の平日に 振込みます。	・身体障害者手 帳又は療育 手帳 ・障害者の預金 通帳 ・1月2日以 降の転入者 は所得・課 税証明書	①前年の本人及び扶 養義務者の所得制限 があります。 <課税総所得金額 上限額> 本人：3,661,000円 扶養義務者： 6,287,000円 ③特別障害者手当等 受給者には支給し ません。 ④施設入所者、長期(3 か月以上)入院者には 支給しません。 ⑤障害者手帳取得時 65歳以上であっ た方は対象外とな ります(1種を除 く)。 ※手当は申請した月 の翌月分から支給 されます。	
(市) 障害者 扶助料	・身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手 帳所持者 ・療育手帳所持者	身体1・2級、 精神1級及 び療育A判 定の方 月額 4,000円 身体3級、 精神2級及 び療育B判 定の方 月額 3,000円 身体4~6級、 精神3級及 び療育C判 定の方 月額 2,000円	3月(10~3 月分) 9月(4~9月 分) ※各月の20日 に口座振込し ます。 口座振込日 が休日に当 たる時は、そ の日より以 前の平日に 振込みます。	・障害者手帳 ・障害者の預金 通帳 ・マイナンバー 関係書類 ・委任状(本人 が18歳以上 で代理申請 の場合のみ)	① 前年の本人の合 計所得が3,761,000 円以上ある場合 (扶養親族0人の 場合)は支給しま せん。 ②障害者手帳取得時 65歳以上であっ た方は対象外とな ります。 ※手当は申請した月 の翌月分から支給 されます。	福祉課

手当等の種類	受給できる方	手当の額	支払月と支払方法	申請に必要なもの	制限・その他	関
(県) 心身障害者扶養共済	① 知的障害者 ② 身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方） ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、①又は②と同程度の障害と認められる方。例えば統合失調症、脳性麻痺、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など	加入者が死亡、又は重度障害と認められた時、障害者に対し、加入口数に応じて支給 一〇月20,000円 二〇月40,000円	毎月口座振込します。	・加入者及び扶養する心身障害者の住民票 ・身体障害者手帳又は療育手帳等（所持者のみ） ・年金証書等（所持者のみ）	加入者掛金額（月額） 35歳未満 9,300円 35歳以上40歳未満 11,400円 40歳以上45歳未満 14,300円 45歳以上50歳未満 17,300円 50歳以上55歳未満 18,800円 55歳以上60歳未満 20,700円 60歳以上65歳未満 23,300円	福祉課
(市) 在日外国人福祉手当金	西尾市に住民登録している外国人の方のうち重度の障害をお持ちのS37.1.1以前に生まれた方	在日外国人重度障害者福祉手当 月)20,000円	3月・9月末頃に 口座振込します。	・申請者名義の預金通帳 ・所得証明書 ・住民票の写し ・身体障害者手帳又は療育手帳の写し	公的年金受給者には支給しません。 前年の所得額により支給制限があります。 生活保護受給者、養護老人ホーム等入所者へは支給しません。	
(国) 児童扶養手当	次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達の年度末日。障害者については、20歳到達日の前日の属する月まで）の児童を監護・養育している方 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父又は母が死亡した児童 3 父又は母が重度の障害にある児童 4 父又は母が生死不明である児童 5 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けている児童 7 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 8 婚姻しないで生まれた児童 9 父・母とも不明である児童	児童1人目 月額 46,690円 (一部支給 46,680円～ 11,010円) 児童2人目 以降1人増すごとに 11,030円加算 (一部支給 11,020円～ 5,520円)	奇数月の原則11日に口座振込します。 (土、日、祝日と重なった場合は、その前日)	・戸籍謄本 ・請求者の預金通帳 ・請求者、児童及び扶養義務者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・請求者及び児童の保険証資格の確認できるもの(保険証、保険資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など) ・年金手帳 ※申請に必要な書類は生活状況によって異なるため事前に相談してください。	児童が次の要件にあてはまるときを除きます。 ①児童入所施設等に入所又は里親に委託されているとき。 ②父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。 前年の所得により手当額の一部又は全部が1年間支給停止されます。 公的年金の給付額が手当額を超える時は支給しません。	子育て支援課

手当等の種類	受給できる方	手当の額	支払月と支払方法	申請に必要なもの	制限・その他	備考
(県) 遺児手当	次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度末日)の児童を監護・養育している方 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父又は母が死亡した児童 3 父又は母が重度の障害にある児童 4 父又は母が行方不明である児童 5 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けている児童 7 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 8 婚姻しないで生まれた児童 9 父・母とも不明である児童	児童1人につき 月額 4,350円 支給開始4年目から 児童1人につき 月額 2,175円 支給開始6年目から 手当の支給はなくなります	奇数月の原則25日に口座振込みします。 (土、日、祝日と重なった場合は、その前日)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本 請求者の預金通帳 請求者、児童及び扶養義務者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの 1月2日以降の転入者は所得・課税証明書 請求者及び児童の保険証資格の確認できるもの(保険証、保険資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など) 年金手帳 ※申請に必要な書類は生活状況によって異なるため事前に相談してください。	児童が次の要件にあてはまるときを除きます。 ①児童入所施設等に入所又は里親に委託されているとき。 ②父又は母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。 前年の所得が一定の額以上の時は、1年間支給停止されます。 公的年金受給者には支給しません。	
(市) 遺児手当	同上	児童1人目 月額 3,000円 児童2人目以降1人増すごとに 2,000円加算	奇数月の原則末日に口座振込みします。 (土、日、祝日と重なった場合は、その前日)	同上	前年の所得が一定の額以上の時は、1年間支給停止されます。	
(国) 特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を養育している父母 ※障害の程度 (ア)身体障害児(1～3級程度、4級は一部該当) (イ)重度知的障害児(おおむね療育手帳A、B判定) (ウ)自閉症等により日常生活に著しい制限を受ける者	1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円	4月・8月・11月の原則11日に口座振込みします。 (土、日、祝日と重なった場合は、その前日)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本 請求者の預金通帳 請求者、児童及び扶養義務者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの 身体障害者手帳又は療育手帳 特別児童扶養手当診断書 	児童が次の要件にあてはまるときを除きます。 ①児童入所施設等に入所しているとき。 ②障害による年金を受給しているとき。 前年の所得が一定の額以上ある時は1年間支給停止されます。	

子育て支援課

医療費の助成（自立支援医療）

指定の医療機関で特定の医療を受けた場合に、医療費の一部を給付します。

障害者サービスの種類	受給できる方	申請に必要なもの	その他	制限等	問い合わせ先
精神通院	精神病院又は精神診療所に通院している方	医師診断書、保険資格の確認できるもの、マイナンバー関係書類	対象となる医療の例 統合失調症、うつ病、てんかん等に対する通院治療	一定以上の所得のある方は給付の対象外となります。	福祉課
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳所持者のうち、当該障害の除去又は軽減を目的とした医療を受けている方	身体障害者手帳、医師意見書、保険資格の確認できるもの、同意書、特定疾病療養受療証(所持者のみ)、マイナンバー関係書類	対象となる医療の例 人工透析、免疫抑制療法、心疾患に対する手術、肢体の麻痺等に対する治療等		
育成医療	18歳未満の生まれつき身体の障害のある方のうち、当該障害の治癒又は軽減を目的とした医療を受けている方	医師意見書、保険資格の確認できるもの、同意書、マイナンバー関係書類	対象となる医療の例 人工透析、免疫抑制療法、心疾患に対する手術、肢体の麻痺等に対する治療等		

問 合 先

福祉課 障がい福祉担当（本庁）

電話 65-2115

FAX 56-0112

医療費の助成（障害者医療・精神障害者医療）

医療の種類	受給できる方	内 容	受給者証交付申請に必要なもの	制限・その他	覽	
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3級の身体障害者 ・4～6級の進行性筋萎縮症障害者 ・4級のうち腎臓機能障害者 ・自閉症状群と診断された方 ・療育手帳AまたはB判定の方 	保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・保険資格の確認できるもの（保険証、保険資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など） ・身体障害者手帳、療育手帳または自閉症の方は診断書 	後期高齢者医療被保険者は、後期高齢者福祉医療の対象となります。	保険年金課	
	精神障害者医療		保険資格の確認できるもの（同上）	上記に同じ		
	全疾病	精神障害者保健福祉手帳 1、2級の方	保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給			精神障害者保健福祉手帳
	精神通院	自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	保険診療による精神障害の療養に要する通院医療費の自己負担分を支給			自立支援医療受給者証（精神通院）
精神入院	精神障害で入院している方	保険診療による入院医療費の自己負担分（食事代を除く）の1/2の額を支給	医師の診断書	受給者証の交付はしません。事前に届出が必要です。		

※佐久島区域に住民登録があり、上記対象者が島外の医療機関に受診するため、市営定期船を利用したときは、渡船料の助成があります。

問 合 先 **保険年金課 医療担当(本庁)** **電話 65-2106**
FAX 56-0062

医療の種類	受給できる方	内 容	特定医療費支給認定申請に必要なもの	制限・その他	覽
特定医療費（指定難病）	対象となる疾病にかかっていて、疾病ごとに定められた認定基準に該当されている方	認定された疾病にかかる医療費及び一部の介護サービスの費用について、世帯の市町村民税（所得割）額に応じ、自己負担上限額が設定されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費支給認定申請書 ・臨床調査個人票 ・世帯全員の住民票 ・公的医療保険の被保険者証等 ・市民税・県民税・所得課税証明書 ・同意書 ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関以外の医療機関で受診した場合は、医療費助成の対象になりません。 ・都道府県が指定した難病指定医でなければ申請に必要な臨床調査個人票を作成することができません。 ・1年ごとに更新の申請が必要です。 	西尾保健所

問 合 先 **西尾保健所** **電話 56-5241**

障害年金制度

年金等の種類	受給できる方	年金額	支払月	問合せ先
障害基礎年金	国民年金加入中や 20 歳前などに初診日（注 1）のある病気やケガにより一定の障害の状態となり保険料納付要件（注 2）を満たしている方。	1 級 年 1,039,625 円(S31.4.2 生～)(注 3) 年 1,036,625 円(～S31.4.1 生)(注 3) 2 級 年 831,700 円(S31.4.2 生～)(注 3) 年 829,300 円(～S31.4.1 生)(注 3) ※対象者がいる方のみ子の加算があります。 ※障害者手帳の等級とは異なります。	偶数月	保険年金課
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（注 1）のある病気やケガにより一定の障害の状態となり保険料納付要件（注 2）を満たしている方。	1 級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額 2 級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額 ※1、2 級については+障害基礎年金額+子の加算額 3 級 報酬比例の年金額（最低保障額あり） 障害手当金 報酬比例の年金額×2.0（最低保障額あり） ※障害者手帳の等級とは異なります。	偶数月	日本年金機構 刈谷年金事務所
特別障害給付金	国民年金への加入が任意だったために国民年金に加入せずに障害を負い障害基礎年金を受けられない方で、障害基礎年金 1 級又は 2 級相当に該当する方。	1 級に該当する方 月 56,850 円(注 3) 2 級に該当する方 月 45,480 円(注 3) ※障害者手帳の等級とは異なります。	偶数月	保険年金課

注 1 「初診日」とは障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日のことです。

注 2 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、3 分の 2 以上の期間の保険料が納付または免除・猶予されている、または、1 年間の保険料に未納がないことが要件となります。ただし、20 歳前に初診日がある場合は納付要件はありません。

注 3 令和 7 年度分の額となります。

問 合 先

ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165
刈谷年金事務所 電話 0566-21-2110
保険年金課 国民年金担当(本庁) 電話 65-2104
FAX 56-0062

その他

各種マーク・ヘルプカード



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（身体障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は努力義務となっています。

〈問 合 先〉 各警察署交通課（販売は交通総合センター）



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション方法等への配慮についてご協力をお願いします。

〈問 合 先〉 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は義務付けられています。

〈問 合 先〉 各警察署交通課（販売は交通総合センター）



障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

※この表示のある駐車場については、一般の方のご利用を控えて下さい。

〈問 合 先〉 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



オストメイト用設備・オストメイト（マーク）

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）を示すシンボルマークです。また、オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

〈問 合 先〉 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

TEL：03-5844-6291 FAX：03-5844-6294

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもキチンと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

〈問 合 先〉 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL：03-5253-1111（代）



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害のある方」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）の障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障害者の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

〈問 合 先〉 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

E-mail：info@heartplus.org TEL：186-080-4824-9928



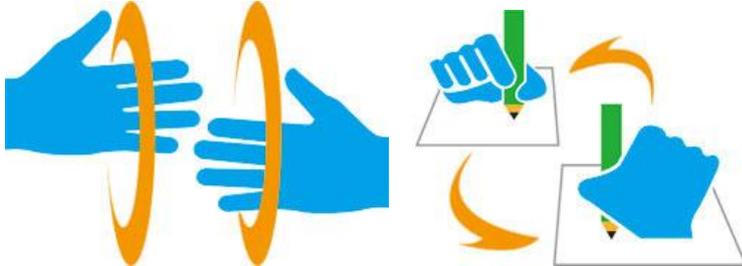


盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解・御協力をお願いします。

〈問 合 先〉 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885



手話マーク・筆談マーク

全日本ろうあ連盟が策定した、誰でも一目でコミュニケーション手段のわかる「手話マーク」「筆談マーク」です。

〈問 合 先〉 一般財団法人全日本ろうあ連盟

電話 03-3268-8847 FAX03-3267-3445



ヘルプカード

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。障害のある人が持ち歩くことにより、周囲の人に助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

❖ヘルプカードの携帯方法

- 市販のカードホルダーに入れて、他の人から見えるように、カバンや首にさげる
- カバンの内側や財布、定期入れに入れておき、困ったときに取り出す

❖ヘルプカードの配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

❖ヘルプカードの配布場所

西尾市役所福祉課、各支所

❖ヘルプカードについてのお問い合わせ先

西尾市役所福祉課 障がい福祉担当
TEL 0563-65-2113 FAX0563-56-0112

〈問 合 先〉 公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター

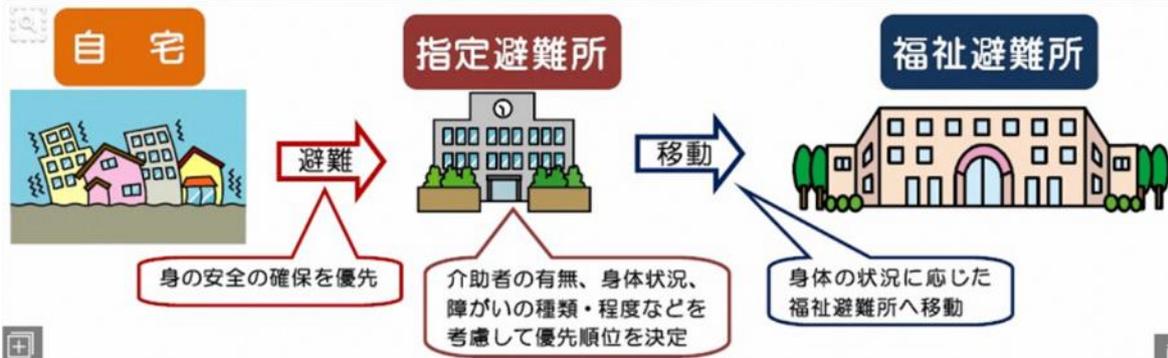
電話 052-218-2154 FAX052-218-2155

福祉避難所について(障害者施設関係分)

1. 福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の指定避難所で生活することが困難で、特別な配慮が必要な方が安心して避難生活を送れるよう、一般の指定避難所とは別に開設される二次的な避難所のことをいいます。まずは一般の指定避難所まで避難していただいたのちに、必要がある要配慮者が介護者とともに福祉避難所に避難していただくことになります。

2. 福祉避難所へ行くまでの流れ (まずはお近くの指定避難所へ避難してください。)



3. 福祉避難所の場所



施設名	掲載ページ	施設名	掲載ページ
① 友国作業所	➡ P.12	⑥ いっしき	➡ P.14
② Link	➡ P.11	⑦ にしお	➡ P.14
③ ののみや	➡ P.14	⑧ ピカリコ	➡ P.13
④ 里山の家	➡ P.13	⑨ にしお特別支援学校	—
⑤ ながなわ	➡ P.12	—	—

※福祉避難所の開設、受入の障害の種別、人数については、災害状況により変わってきます。